

事務連絡  
平成31年2月18日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課 御中  
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
国立教育政策研究所教育課程研究センター

新しい学習指導要領の全面実施に向けた準備資料の送付  
及び「学習指導要領ウェブサイト」リニューアルについて

平成31年1月21日付け事務連絡「新しい学習指導要領の周知・広報用の資料等について」により新しい学習指導要領のリーフレット等についてお知らせしたところですが、下記のとおり、新しい学習指導要領のリーフレットを含む「新しい学習指導要領の全面実施に向けた準備資料」を全小・中学校等（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校小・中学部を含む。以下同じ。）に送付することとなりましたので、お知らせします。また、同事務連絡により予告したとおり、文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」を本年2月13日にリニューアルオープンしましたので、併せてお知らせします。

都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会及び所管の小・中学校等に対し、指定都市教育委員会においては、所管の小・中学校等に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立小・中学校等に対し、附属学校を置く国公立大学法人においては、所管の附属小・中学校等に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所管の学校設置会社の設置する小・中学校等に対し、このことを周知するようお願いします。



なお、本事務連絡の別添1及び別添2は「新しい小学校（中学校）学習指導要領の全面実施に向けた準備資料」として全小・中学校等に本年3月（予定）に文部科学省及び国立教育政策研究所から直接送付する資料一式であり、各小・中学校等において4月以降に配布・活用いただくことをお願いする予定であることを申し添えます。

## 記

### 1. 全小・中学校等向け送付物の送付対象

送付対象	送付物
・全小学校 ・全義務教育学校（前期課程） ・全特別支援学校小学部	「新しい小学校学習指導要領の全面実施に向けた準備資料」 (別添1)
・全中学校 ・全義務教育学校（後期課程） ・全中等教育学校（前期課程） ・全特別支援学校中学部	「新しい中学校学習指導要領の全面実施に向けた準備資料」 (別添2)

### 2. 「新しい小学校学習指導要領の全面実施に向けた準備資料」及び「新しい中学校学習指導要領の全面実施に向けた準備資料」の詳細（別添1・2参照）

種別	資料名	別添1 (小学校)	別添2 (中学校)	送付部数
小学校	【小学校用】お届けした資料一覧と活用例	資料①		1部
中学校	【中学校用】お届けした資料一覧と活用例		資料②	1部
小学校	「新しい小学校学習指導要領の全面実施に向けた準備資料」の送付について	資料②		1部

中学校	「新しい中学校学習指導要領の全面実施に向けた準備資料」の送付について		資料②	1部
共通	新しい学習指導要領周知・広報パッケージ 2019	資料③	資料③	1部
共通	学習評価に関する参考資料の作成予定について	資料④	資料④	1部
共通	NITSのオンライン研修 「校内研修シリーズ」	資料⑤	資料⑤	1部
共通	ポスター	資料⑥	資料⑥	1部
共通	リーフレット	資料⑦	資料⑦	10部
小学校	リーフレット(ダイジェスト版) 「小学校の保護者の方へ」	資料⑧		全家庭数+予備
中学校	リーフレット(ダイジェスト版) 「中学校の保護者の方へ」		資料⑧	全家庭数+予備

※ 実際に中学校等に送付する「学習評価に関する参考資料の作成予定について」の資料番号は、都合により「資料④」ではなく「資料④」となっています。

※ 実際に小・中学校等に送付する資料⑤～⑧及び資料⑨～⑩には、資料番号が付されていません。

※ 学校の管理機関（教育委員会等）に対する小・中学校等への送付物の共有は、本事務連絡の別添1及び別添2をもって代えさせていただきます。

### 3. 送付時期

平成31年3月（予定）

### 4. 送付方法

宅配便又はメール便（予定）

## 5. 送付物に不備等があった場合の対応について（別添3参照）

各小・中学校等に対しては、送付物に不備があった場合は、別添1資料②及び別添2資料②の裏面にあるとおり、原則としてウェブサイト掲載の電子媒体をダウンロードして印刷するようお願いしていますが、100部単位での不足など各学校において対応できない不備があった場合等の問合せ先を、学校の管理機関（教育委員会等）としています。

については、所管又は所轄、及び域内の学校における送付物の不備等について別添3の様式により取りまとめた上で、文部科学省の本件担当までメールにて御報告ください。御報告後、速やかに対応します。

報告すべき不備がない場合、別添3の提出は不要です。

提出先：文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室

kyokyo@mext.go.jp

提出〆切：平成31年4月22日（月）

※ メールの件名を「【〇〇】新しい学習指導要領の全面実施に向けた準備資料の不備について」としていただくよう、御協力を願います。【 】内には提出元の機関名を御記入ください（略称で結構です。）。

※ 御提出いただく別添3（様式）のファイル名の冒頭にも【 】を付し、【 】内に提出元の機関名を御記入ください（略称で結構です。）。

## 6. 「学習指導要領ウェブサイト」のリニューアルオープンについて

平成31年1月21日付け事務連絡においてお知らせしたとおり、「学習指導要領ウェブサイト」([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm))を2月13日（水）にリニューアルオープンしましたので、お知らせします。

## 7. 「学習指導要領ウェブサイト」のバナーについて（別添4参照）

平成31年1月21日付け事務連絡において、「学習指導要領ウェブサイト」のバナー（ウェブページ上で他のウェブサイトを紹介する画像）の活用につい

てお願いしましたが、バナーの入手方法等の詳細を別添4で説明しています。  
ぜひ積極的な御活用をお願いします。

#### 8. 新しい学習指導要領の周知・広報用の資料のウェブ掲載等に関するお願い

教育委員会や学校のウェブサイトでも新しい学習指導要領の周知・広報用の資料を掲載する等、新しい学習指導要領の周知・広報に積極的に御協力いただければ幸いです。

なお、新しい学習指導要領リーフレット（別添1資料⑦及び別添2資料⑦）には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のマスコット及びエンブレムを使用していますが、マスコット及びエンブレムの知的財産権の問題から、本リーフレットを教育委員会や学校のウェブサイトに直接掲載することが認められていません。本リーフレットをウェブサイトで紹介してくださる場合は、文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」の該当ページにリンクを貼る形で御対応いただきますようお願いします。

本件担当：

<下記以外について>

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程企画室（平、田代、板東、新玉）

電話：03-5253-4111（内線：4730）

FAX：03-6734-3734

E-mail：kyokyo@mext.go.jp

<別添1資料④及び別添2資料④「学習評価に関する参考資料の作成予定について」について>

国立教育政策研究所教育課程研究センター

研究開発部研究開発課指導係（高橋、奥田）

電話：03-6733-6825, 6824

E-mail：shidou2@nier.go.jp



## 【小学校用】お届けした資料一覧と活用例

資料①

平成31年3月

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
国立教育政策研究所教育課程研究センター

	資料名	部数	資料の内容等
①	【小学校用】お届けした資料一覧と活用例	1部	本資料のことです。裏面で紹介する送付資料の活用例を参考にしながら、各学校の実態に応じて効果的に御活用いただければ幸いです。
②	新しい小学校学習指導要領の全面実施に向けた準備資料の送付について	1部	文部科学省及び国立教育政策研究所より、今回の資料送付の目的等について説明しています。また、裏面には、今回の送付物に不備があった場合の連絡方法等について示しています。
③	新しい学習指導要領周知・広報パッケージ 2019	1部	多くの方々と新しい学習指導要領の趣旨・内容を共有していくための文部科学省の取組を紹介しています。「学習指導要領ウェブサイト」や動画についても紹介しておりますので、ぜひ校内での共有をお願いします。
④	学習評価に関する参考資料の作成予定について	1部	国立教育政策研究所による「学習評価に関する参考資料」の作成予定等について、本年1月の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」と併せてお知らせしています。各学校の先生方に御覧いただければ幸いです。
⑤	NITSのオンライン研修「校内研修シリーズ」	1部	新しい学習指導要領のポイントを20分で解説する動画をNITS(独立行政法人教職員支援機構)のYouTubeチャンネルで配信しています。校内研修や教職員の自主学習に御活用ください。
⑥	ポスター	1部	保護者をはじめとする来校者の方々に御覧いただける場所に掲示していただければ幸いです。
⑦	リーフレット	10部	文部科学省が作成した新しい学習指導要領の趣旨・内容を分かりやすく説明した資料です。今後、文部科学省の会議等を通じて幅広く配付・展開する予定です。保護者や地域の方々も目にする機会が増えますので、学校においても内容を御確認ください。
⑧	リーフレット (ダイジェスト版) 小学校の保護者の方へ	全家庭数 十予備	⑦リーフレットの重要な点をまとめたダイジェスト版です。 <u>平成31年度</u> の在校生の保護者の方々に配付していただくようお願いします。なお、貴校の「 <u>全家庭数</u> 」を前提とした部数を送付しているので、御注意ください。新しい学習指導要領や貴校における教育課程について保護者の方々に御理解・御協力いただけるよう、保護者の方々への配付に当たっては、本資料の裏面の活用例も御覧いただき、児童を通じた配付にとどまらない効果的な形での配付をお願いできれば幸いです。

※資料⑤～⑧には資料番号が付されていません。御了承ください。

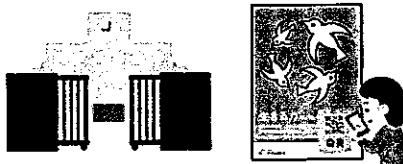
資料の電子媒体を文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」に掲載しています。併せて御活用ください。

裏面で送付資料の活用例を紹介しています。

以下の例を参考にしながら、本日お届けした資料を  
各学校の実態に応じて御活用ください。



ポスターを校内に掲示する。



各学校の校長先生等が、保護者等が集まる会合にて、自校の教育目標や授業内容に加えて、新しい学習指導要領の趣旨・内容についても動画\*1やリーフレット(ダイジェスト版)等を活用して説明する。



(想定される会合)

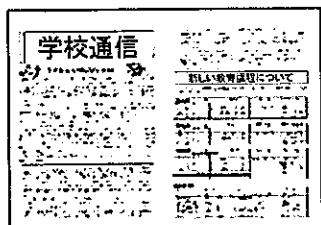
- ・自校の学校教育目標や教育課程について説明する年度当初の会合
- ・保護者の代表や地域住民が参加する学校運営に関する会合 等

(想定される内容)

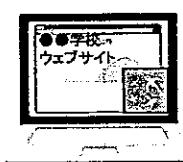
- ・動画を上映して、これからの中学校教育の方向性や学習指導要領の改訂について御理解いただく。
- ・リーフレット(ダイジェスト版)で新しい学習指導要領の趣旨・内容について説明した上で、自校の教育課程について説明する。



学校通信、学年通信、学級通信等にリーフレット、ウェブサイトの内容等を活用した記事を掲載する。



各学校のウェブサイトに文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」\*2へのリンクバーを貼る。



校内研修で、国立教育政策研究所の資料や、NITSのオンライン研修「校内研修シリーズ」の講義動画を活用する。



- \* 1 通信ネットワーク環境に関わらず活用していただけるよう、YouTube以外の方法(静止画のpdfファイル等)でも提供する予定です。
- \* 2 文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm))にはリーフレットやリーフレット(ダイジェスト版)より詳しい情報が掲載されています。

平成31年3月

各小学校の先生方へ

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
国立教育政策研究所教育課程研究センター

新しい小学校学習指導要領の全面実施に向けた  
準備資料の送付について

新しい小学校学習指導要領は、いよいよ来年4月に全面実施を迎えます。先生方におかれましては、新しい学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けて、準備を重ねておられることと思います。このことに深く感謝申し上げます。

文部科学省及び国立教育政策研究所においても、新しい学習指導要領の全面実施に向けて、教科書など教材の改善・充実、全国の優れた教育実践の収集・共有、研修に係る指導・助言などの一つ一つの施策にしっかりと取り組むとともに、学校や教師が担う業務の明確化・適正化による業務負担の軽減や学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実等を図っているところですが、各学校での全面実施に向けた準備に御活用いただきたく、以下の資料をお届けします。

1. 新しい学習指導要領の周知・広報に関する資料（資料③⑥⑦⑧）
2. 新しい学習指導要領の全面実施に向けた先生向け資料（資料④⑤）

1. について、新しい学習指導要領の理念を実現するためには、新しい学習指導要領の趣旨・内容について、学校や教育関係者はもちろんのこと、保護者や地域の方々、産業界等を含め広く共有し、社会全体で子供の成長に関わっていくことが重要です。本日お届けした資料を活用して、保護者や地域の方々に新しい学習指導要領について周知することは、各学校における今後の教育活動について御理解・御協力いただくことにつながると考えています。

2. について、新しい学習指導要領に示す資質・能力を児童一人一人がしっかりと身に付けられるよう、今後国立教育政策研究所において作成される学習評価に関する参考資料や、NITS（独立行政法人教職員支援機構）のオンライン研修「校内研修シリーズ」を活用しながら、新しい学習指導要領の下での教育活動についてさらに準備を進めていただければと思います。

未来を担う子供たちのため、これからも私共とともによりよい学校教育の実現に向けて御尽力いただくよう心からお願い申し上げます。

※本件に係る問合せ方法については裏面を御覧ください。

## お届けした資料に関するQ & A

### Q 1. リーフレット（ダイジェスト版）に過不足がありました。

各学校の全家庭数（全児童数ではありません）を前提とした部数を送付しています。

万が一不足があった場合には、各学校において、文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」掲載の電子媒体をダウンロードして印刷するなどの方法により御対応いただくようお願いします（100部単位での不足など各学校において対応できない不足が生じた場合には、各学校の管理機関（教育委員会等）に御相談ください。）。

余剰分については、各学校で御活用ください。

### Q 2. 資料の追加送付を希望します。

予算等の関係で、文部科学省及び国立教育政策研究所から紙媒体で資料を追加送付することができません。お届けした資料の電子媒体は全て文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」に掲載していますので、適宜御活用ください。

### Q 3. 上記以外について質問があります。

各学校の管理機関（教育委員会等）にお問い合わせください。

【学習指導要領ウェブサイト】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)

# 新しい学習指導要領

## 周知・広報パッケージ2019



2020年度から順次始まる新しい学習指導要領実施に向けて、文部科学省では、保護者や地域の方々など多くの皆様への新しい学習指導要領の周知・広報活動を加速していきます。



### 生きる力 学びの、その先へ

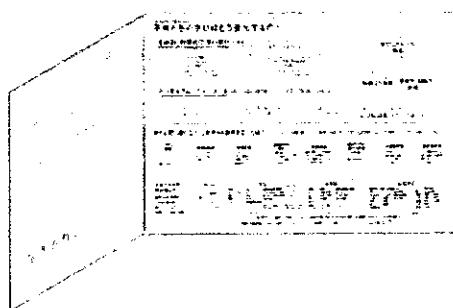
学習指導要領改訂に向けて示された中央教育審議会の答申（2016）では、学校教育が長年大切にしてきた「生きる力」を、現在とこれから社会の文脈で改めて捉え直し、確実に育むことが求められると提言されています。

新しい学習指導要領に基づく学校教育により、子供たちが未来社会を切り拓いていくために必要な資質・能力を一層確実に育む——このことを「生きる力 学びの、その先へ」と表現しました。



以下のようなツールを作成し、周知・広報を進めています。

#### リーフレット



#### ウェブサイトのリニューアル

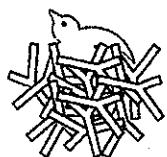
#### 3分でイメージがつかめる動画



その他、ポスターなども作成しています。

未来を担う子供たちの「生きる力」を確実に育むため、新しい学習指導要領の趣旨・内容を多くの方々と共有し、子供たちの学びを社会全体で応援していくことが大切です。新しい学習指導要領の趣旨・内容を広く共有していけるよう、上記のツールを活用した周知・広報活動にぜひ御協力を願いいたします。

# 2019年2月13日、 「学習指導要領ウェブサイト」が新しくなりました！



学校や教育関係者、保護者や地域の方々に  
学習指導要領についてより分かりやすく伝えるため、  
構成やデザイン、内容を刷新しました。

文部科学省

お問い合わせ窓口 大臣官房

会員登録・お問い合わせ 教育・基盤局 研究・国際・高等教育 学研・学研会 文部科学省の動き 関連機関・学術 スポーツ 文化

生きる力 学びの その先へ

NEW

- 学習指導要領の基本的なこと
- 学習指導要領とは何か
- 学習指導要領ができるまで 等

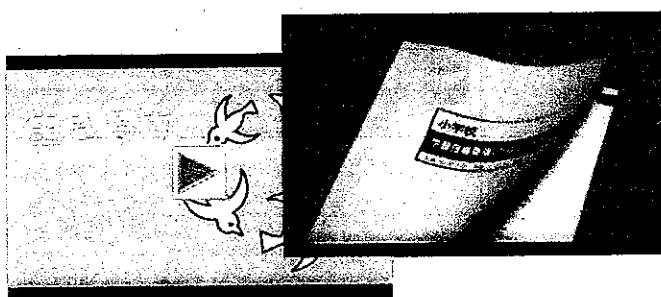
- 学習指導要領のくわしい内容
- 平成29・30年改訂学習指導要領の趣旨
- 学習指導要領・解説
- 学習指導要領改訂関連資料 等

## 授業改善の参考資料 (旧「先生応援ページ」)

- 指導資料
- 学習評価に関する資料 等

- 教育課程に関連する調査、事業等
- 教育課程に関連する調査
- 文部科学省委託事業 等

## コンテンツも充実！



3分でイメージがつかめる  
新しい学習指導要領の広報動画

保護者や地域の方々に学校の教育  
活動を説明する際の導入としても  
お使いいただけます。



## 著名人へのインタビュー

各界で活躍中の著名人に、  
子供の頃に学校で学んだことが  
今にどうつながっているかなどを  
語っていただきます。



新しい「学習指導要領ウェブサイト」はこちら！

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)



平成31年3月

全国の小学校・中学校の先生方へ

国立教育政策研究所教育課程研究センター

### 学習評価に関する参考資料の作成予定について

平素より、国立教育政策研究所教育課程研究センターの事業に御協力いただき、誠に有り難うございます。

さて、新しい学習指導要領の下での児童生徒の学習評価の在り方について、文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(別添参照)が、1月21日に取りまとめられました。同報告では、学習評価についての基本的な考え方、学習評価及び指導要録の具体的な改善の方向性が示されるとともに、学習評価の円滑な実施に向けて、当研究所で作成する学習評価に関する参考資料についても、様々な視点で改善を図ることが求められております(報告P24~25参照)。

今後、当研究所では、この指摘を踏まえて、新たな参考資料を2019年度内に作成・公表する予定ですので、お知らせいたします。

※ なお、現行学習指導要領に基づく学習評価に関する参考資料については、一般の書店等で御購入いただけます。当研究所のウェブサイトに全文掲載しておりますので、ぜひ御活用ください。

(国立教育政策研究所ウェブサイト)

<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>

## 児童生徒の学習評価の在り方について（報告）

- はじめに
- 中央教育審議会においては、平成 28 年 12 月に「幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」の答申（以下「答申」といいます。）をとりまとめた。

○ 答申では、「よりよい学校教育がよりよい社会をつくる」という理念を共有し、学校と社会との連携・協働を求める「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、変化の激しいこれからの中を生きる子供たちに必要な資質・能力（何ができるようになるか）を整理した上で、その育成に向けた教育内容（何を学ぶか）、学習・指導の改善（どのように学ぶか）、児童生徒の発達を踏まえた指導（子供一人一人の発達をどのように支援するか）、学習評価（何が身に付いたか）の在り方など、学習指導要領等の改善に向けた基本的な考え方を示している。

また、新しい学習指導要領等の下での各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の取組が、授業改善を含めた学校の教育活動の質の向上につながるものとして組織的、計画的に展開されるよう、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を求めている。

○ 文部科学省では、本答申に示された基本的な考え方を踏まえ、平成 29 年 3 月に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領並びに特別支援学校の幼稚部及び小学部、中学部に係る学習指導要領等を、平成 30 年 3 月に高等学校学習指導要領を公示したところである。

○ 学習評価については、答申では、学習評価の重要性や観点別学習状況の評価の在り方、評価に当たっての留意点などの基本的な考え方を整理した上で、「指導要録の改善・充実や多様な評価の充実・普及など、今後の専門的な検討については、本答申の考え方を前提として、それを実現するためのものとして行われること」を求めている。<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 特別支援学校高等部に係る学習指導要領については、本年度中に公示予定。

<sup>2</sup> 答申に向けた議論の過程においては、教育課程部会の下に設置された教科等別のアーキンググループに「議論の取りまとめ」をそれぞれ行っている。これらの取りまとめにおいて各教科等の特質に応じた学習評価の在り方を整理している。<sup>3</sup>

- このような経緯の下、本部会では、答申を踏まえ、2020 年度以降に順次実施される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の新学習指導要領の下での学習評価の在り方にについて、校長会等の関係団体のヒアリング<sup>4</sup>に加え、教育研究者並びに民間の教育関係者はもとより、現役の高校生や大学生、新社会人等からも幅広く意見聴取をしながら、議論を進めてきた。以下は、これまでの議論を整理し、その基本的な考え方や具体的な改善の方針性についてまとめたものである。

<sup>3</sup> 平成 30 年 6 月に書面によるヒアリングを行った。意見表明を行った団体は以下のとおりである。

全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長会、全国特別支援学校長会、全国特別支援学校級設置学校長会、日本私立中小学校連合会、日本私立中等学校連合会、全国都道府県教育長協議会、指定都市教育委員会協議会、中核市教育長会、全国市町村教育委員会連合会、全国町村教育長協議会、日本 PTA 全国協議会、全国高等学校 PTA 連合会、全日本教職員組合、全日本教職員連盟、日本高等学校教職員組合、日本教職員組合、全国教育管理職員団体協議会、国立大学連盟、日本経済団体連合会、日本公立大学連盟、日本私立大学連盟、日本経済団体連合会、日本青年会議所

<sup>4</sup> 平成 30 年 12 月 18 日から平成 31 年 1 月 9 日まで意見募集を行い、181 件の意見が寄せられた。

## 2. 学習評価についての基本的な考え方

答申では、「子供たちの学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図ることとともに、子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようになるためには、学習評価の在り方が極めて重要」として、その意義に言及している。

また、「学習評価については、子供の学びの評価にとどまらず、『カリキュラム・マネジメント』の中で、教育課程や学習・指導方法の評価と結び付け、子供たちの学びに関わる学習評価の改善を、更に教育課程や学習・指導の改善に発展・展開させ、授業改善及び組織運営の改善に向けた取組をカリキュラム・マネジメントに位置付けていくことが必要」とし学習評価に關する必要性に言及している。

### (1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

○ 各学校における教育活動は、学習指導要領等に従い、児童生徒や地域の実態を踏まえて編成した教育課程の下で作成された各種指導計画に基づく授業(「学習指掌」)として展開される。各学校は、日々の授業の下で児童生徒の学習状況を評価し、その結果を児童生徒の学習や教師による指導の改善や学校全体としての教育課程の改善<sup>5</sup>、校務分掌等の改善に生かす中で、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っている。

このように、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント<sup>6</sup>」の中核的な役割を担っている。

<sup>5</sup> 学習評価を踏まえた改善としては、例えば、教科等・学年の各種指導計画の改善並びに、各種全体計画、教育課程編成の方針、学校のグランドデザインや学校経営方針など指導の改善や学校としての教育課程の改善に係る諸計画等が考えられる。

<sup>6</sup> カリキュラム・マネジメントに関する学習指導要領の規定は次のとおり。

○ 小学校学習指導要領(平成29年3月公示) ※中学校、高等学校も同旨

第1章総則第1の4

各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等個別的な観点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という)に努めるものとする。

### (2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

○ 特に指導と評価の一体化を図るために、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切である。すなわち、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善をを通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

### (3) 学習評価について指摘されている課題

○ 現状としては、前述したような教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で、例えば、学校や教師の状況によっては、

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多い、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながらない、
- ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートを取つているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭し切れていない、

<sup>7</sup> 平成30年8月7日に行われた第7回の本ワーキンググループにおけるヒアリングでは、「先生方の負担は増えたと思うのですが、学校の授業内でも、テストの際だけでもいいので、どういう点がよかったです、どういう点をもう少し頑張つてほしい、という一貫だけでも毎回頂ければ、自分を向上させるための一つのきっかけになるとを考えます。」(新社会人)、「通知表で数字だけ示されても分からないので、中身をもっと提示してほしいと思います。…(観点別評価ではなく) 数字での評価だけでは、そう評価された理由を推測することしかできないことがあります。」(高等学校3年生) といった意見が出されました。

<sup>8</sup> 上記の第7回ワーキンググループにおけるヒアリングでは、「私の通っていた高校では…授業中に寝たらマイナス1点、発言したらプラス1点といったように、学力とは直接関係のないことをポイント化して評価を付けているという現状が実際になりました。…これだと、能力がある子ではなくて、真面目に授業を聞く子、それから、積極的に発言する子というのが評価されてしまいますが、それによって評価された理由を推測するのを上下させるというのは、評価の正当性に欠けていると思います。関心・意欲・態度という観点でポイントを付けたとしても、それは科目に対する意欲ではなくて、授業に真面目に取り組むという意欲なので、本来評価するべき点とすり替わってしまっていると、私は思っていました。」(大学一年生) という意見が出されました。

- 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい<sup>9</sup>、
- 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない、
- 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次学年や次学段階において十分に活用されていない、といった課題も指摘されている。

(4) 学習評価の改善の基本的な方向性

- 本ワーキンググループでは、こうした課題に応えるとともに、中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会<sup>10</sup>において、教師の働き方改革が堅緊の課題となっていることとも踏まえ、学習評価を真に意味のあるものとする観点から、前述のとおり、校長会等の関係団体のヒアリングに加え、教育研究者並びに民間の教育関係者、高校生や大学生、新社会人等からも幅広く意見聴取しながら検討を行ってきた。

- その上で、学習評価の在り方については、
  - 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと、
  - 教師の指導改善につながるものにしていくこと、
  - これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと、
 を基本として、特に答申における指摘等を踏まえ、改善を要する点について以下に示すとおり、専門的な検討を行ってきたところである。

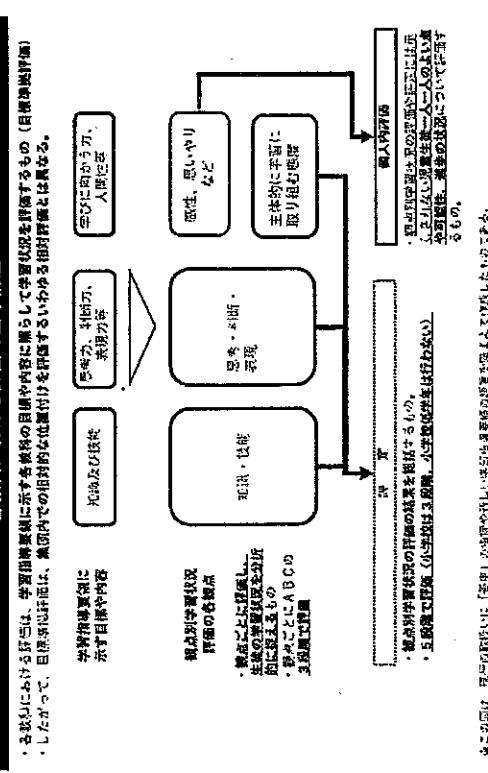
### 3. 学習評価の基本的な枠組みと改善の方向性

#### (1) 学習評価の基本的な枠組み

- 学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである<sup>11</sup>。
- 現在、各教科の評価については、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両面について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされており、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施するものとされている（図1参照）。
- また、外国语活動や総合的な学習の時間、特別の教科である道徳、特別活動についても、それぞれの特質に応じ適切に評価することとされている。

[図1]

#### 各教科における評価の基本構造



<sup>11</sup> ここでいう評価は、特に評価において「生徒」が生徒や教員、または重要な他の要素を抱えていたいことを。

<sup>9</sup> 第7回ワーキンググループにおけるヒアリングでは、「先生によつて観点の重みが違うんです。授業態度をとても重視する先生もいるし、テストだけで判断するという先生もいます。そうすると、どう努力していいのか本当に分かりにくんです。」（高等学校三年生）という意見が出された。

<sup>10</sup> 平成30年5月に公表された教員の勤務実態調査（速報値）の結果を受け設置された。

<sup>11</sup> 一方で、入学者選抜等においては、学校の教育活動にとどまらない、児童生徒の多面的・多角的な評価が求められている。この点については、下記p22参照。

## (2) 観点別学習状況の評価について

答申では、「観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、『知識・技能』『思考・判断・表現』『主体的に学習に取り組む態度』の3観点に整理することとし、指導要領の様式を改善することが必要」とされている。

また、「資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動に取り組ませるパフォーマンス評価などを取り入れ、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要である」とされている。

### ① 観点別学習状況の評価について

今回の学習指導要領改訂では、各教科等の目標や内容を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理している。

これらの資質・能力に関する「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の観点別学習状況の評価の実施に際しては、このような学習指導要領の規定に沿って評価規準を作成し、各教科等の特質を踏まえて適切に評価方法等を工夫することにより、学習評価の結果が児童生徒の学習や教師による指導の改善に生きるものとすることが重要である。

また、これまで各学校において取り組まれてきた観点別学習状況の評価やそれに基づく学習や指導の改善の更なる定着につなげる観点からも、評価の段階及び表示の方法については、現行と同様に3段階（A B C）とすることが適当である。

### ② 「知識・技能」の評価について

「知識・技能」の評価については、各教科等における学習の過程を通して知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについて評価するものである。

- このような考え方は、現行の評価の觀点である「知識・理解」(各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価)、「技能」(各教科等において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかを評価)においても重視してきたところであるが、新しい学習指導要領に示された知識及び技能に關わる目標や内容の規定を踏まえ、各教科等の特質<sup>12</sup>に応じた評価方法の工夫改善を進めることが重要である。
- 具体的な評価方法としては、ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図るとともに、例えば、児童生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を取り入れていくことが考えられる。

- ③ 「思考・判断・表現」の評価について
- 「思考・判断・表現」の評価は、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等<sup>13</sup>のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けていくかどうかを評価するものである。

- <sup>12</sup> 例えば、芸術系教科の「知識」については、一人一人が感性などを傷かせて様々なことを感じ取りながら考え、自分なりに理解し、表現したり鑑賞したりする喜びにつながっていいくものであることに留意することが重要である。
- <sup>13</sup> その際、小学校学習指導要領解説明編（平成29年7月 文部科学省P 37）における以下の指摘を踏まえることが重要である。

- 「知識及び技能を活用して課題を解決する」という過程については、中央教育審議会答申が指摘するように、大きく分類して次の三つがあると考えられる。
- ・物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解法の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
  - ・精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
  - ・思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程
- 各教科等において求められる「思考力、判断力、表現力等」を育成していく上では、こうした学習過程の違いに留意することが重要である。

- このような考え方方は、現行の「思考・判断・表現」の観点においても重視してきたところであるが、新学習指導要領に示された、各教科等における思考力、判断力、表現力等に關わることが重要である。
- 具体的な評価方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられる。

④ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価について

答申では、「『主体的に学習に取り組む態度』と、資質・能力の性である『学びに向かう力・人間性』の関係について、『学びに向かう力・人間性』には①『主体的に学習に取り組む態度』として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじみ、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることに留意する必要がある」とされており。

また、「主体的に学習に取り組む態度」については、着手の回数やノートの取り方などの形式的な活動ではなく、児童生徒が「子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげる」といった、学習に関する自己調整を行なながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる」とされている。

また、答申において、「このことは現行の『関心・意欲・態度』についても同じ趣旨であるが、上述のような「説解が仮説しきれていないのではないか、といった開題点が長年指摘され現在に至ることから、『関心・意欲・態度』を改め『主体的に学習に取り組む態度』としたものである」と指摘されている。

ア) 「学びに向かう力・人間性等」との関係

- 答申では、「学びに向かう力・人間性等」には、①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があることに留意する必要があるとされており、新学習指導要領に示された、各教科等における学びに向かう力・人間性等に関する

目標や内容の規定<sup>14</sup>を踏まえ、各教科等の特質に応じた評価方法の工夫改善を進めることが重要である。

- また、答申が指摘するとおり「学びに向かう力・人間性等」は、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素であり、学習評価と学習指導を通じて「学びに向かう力・人間性等」の涵養を図ることは、生涯にわたって学習する基盤を形成する上で極めて重要である。

- したがって、「主体的に学習に取り組む態度」の評価とそれに基づく学習や指導の改善を考える際には、生涯にわたり学習する基盤を培う視点をもつことが重要である。このことに関して、心理学や教育学等の学問的な発展に伴って、自分の感情や行動を統制する能力、自らの思考の過程等を客観的に捉える力（いわゆるメタ認知）など、学習に関する自己調整にかかるスキルなどが重視されていることにも留意する必要がある。
- イ) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価の基本的な考え方
  - 以上を踏まえると、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては、単に継続的な行動や積極的な発言等を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するということではなく、各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」に係る評価の観点の趣旨に照らして、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方につれて試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要である。
- 現行の「関心・意欲・態度」の観点も、各教科等の学習内容に關心をもつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもつて学習に取り組む態度を評価するのが、その本来の趣旨である。したがって、こうした考え方は從来から重視されてきたものであり、この点を「主体的に学習に取り組む態度」として改めて強調するものである。

<sup>14</sup> 各教科等によつて、評価の対象に特性があることに留意する必要がある。例えば、体育・保健体育科の運動に関する御前においては、公正や協力などを、育成する「態度」として学習指導要領に位置付けており、各教科等の目標や内容に對応した学習評価が行われることとされている。

- 本観点に基づく評価としては、「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の観点の趣旨に照らし、  
 ① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた「粘り強い取組を行おうとする側面」と、  
 ② ①の「粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面」という二つの側面を評価することが求められる。

○ ここで評価の対象とする学習の調整に関する態度は必ずしも、その学習の調整が「適切に行われているか」を判断するものではなく、それが各教科等における知識及び技能の習得や、思考力、判断力、表現力等の育成に結び付いていない場合には、それらの質・能力の育成に向けて児童生徒が適切に学習を調整することができるよう、その実態に応じて教師が学習の進め方を適切に指導するなどの対応が求められる。<sup>16</sup> その際、前述したような学習に関する自己調整にかかるスキルなど、心理学や教育学等における学間的知見を活用することも有効である。

なお、学習の調整に向けた取組のプロセスには児童生徒一人一人の特性があることから、特定の型に沿った学習の進め方を一律に指導することのないよう配慮することが必要であり<sup>17</sup>、学習目標の達成に向けて適切な評価と指導が行われるよう授業改善に努めることが求められる。

○ このような考え方に基づき評価には、例えば、①の「粘り強い取組を行おうとする側面」が十分に認められたとしても、②の「自らの学習を調整しようとしている側面」が認められない場合には、「主体的に学習に取り組む態度」の評価としては、基本的に「十分満足できる」(A) とは評価されないことになる。

これは、「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、ただ単に学習

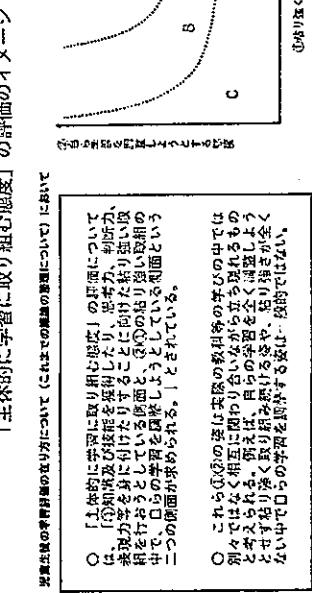
<sup>16</sup> これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられることから、実際の評価の場面においては、双方の側面を一體的に見取ることも想定される。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。

<sup>17</sup> 前述のように、知識・技能や思考・判断・表現の観点との関係を十分に考慮した上で、学習の調整が適切に行われているか検討する必要がある。

○ 例えは、知識・技能や思考・判断・表現の観点が十分満足できることから、指導や評価に際して、かつて個々人の学習の進め方（学習方略）を損なうことがないよう留意すべきである。

- に対する粘り強さや積極性といった児童生徒のみを承認・肯定するだけではなく、学習改善に向かって自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することが必要であるとの趣旨を踏まえたものである。仮に、①や②の側面について特筆すべき事項がある場合には、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において評価を記述することも考えられる。

[図2]



- 「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、知識及び技能を習得せたり、思考力、判断力、表現力を育成したりする場面に関わって、行うものであり、その評価の結果を、知識及び技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成に關わる教師の指導や児童生徒の学習の改善にも生かすことによりバランスのとれた資質・能力の育成を図るという観点が重要である。すなわち、この観点のみを取り出して、例えは詳手の回数など、その形式的態度を評価することは適当ではなく、他の観点に關わる児童生徒の学習状況と照らし合わせながら学習や指導の改善を図ることが重要である。

- この考え方に基づけば、単元の導入の段階では観点別の学習状況にばらつきが生じるとしても、指導と評価の取組を重ねながら授業を展開することにより、単元末や学期末、学年末の結果<sup>18</sup>として算出される3段階の観点別学習状況の評価については、観点ごとに大きな差は生じないものと考えられる。

<sup>18</sup> ただし、指導内容が学年ごとに示されていない教科においては、学年にまたがつて指導する場合などが考えられる。

仮に、单元末や学期末、学年末の結果として算出された評価の結果が「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の各観点について、「CCA」と「AAC」といったばらつきのあるものとなつた場合には、児童生徒の実態や教師の授業の在り方などそのばらつきの原因を検討し、必要に応じて、児童生徒への支援を行い、児童生徒の学習や教師の指導の改善を図るなど速やかな対応が求められる。

#### ○ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価の方法

- 「主体的に学習に取り組む態度」の具体的な評価の方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一として用いることなどが考えられる。その際、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う必要がある。したがって、例えば、ノートにおける特定の記述などを取り出して、他の観点から切り離して「主体的に学習に取り組む態度」として評価することとは適切ではないことに留意する必要がある。

- また、発達の段階に照らした場合には、児童自ら目標を立てるなど学習を調整する姿が顕著になるようになるのは、一般に抽象的な思考力が高まる小学校高学年以降からであるとの指摘もあり、児童自ら学習を調整する姿を見取ることが困難な場合もあり得る。このため、国においては、①各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」の評価の観点の趣旨に当たつて、児童の発達の段階や各教科等の特質を踏まえて柔軟な対応が可能となるよう工夫するとともに、②特に小学校低学年・中学生段階では、例えは、学習の目標を教師が「めあて」などの形で適切に提示し、その「めあて」に向かって自分なりに様々な工夫を行おうとしているかを評価することや、他の児童との対話を通じて自らの考えを修正したり、立場を明確にして話していくなど、児童の学習状況を適切に把握するための学習評価の工夫の取組例を示すことが求められる。

- それぞれの観点別学習状況の評価を行っていく上では、児童生徒の学習状況を適切に評価することができるように授業デザインを考えていいくことは不可欠である。特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たつては、児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような児童間の工夫をしたり、自らの考えを記述したり話し合ったりする場面、他者との協働を通して評価することが求められる。

じて自らの考え方を相対化する場面を単元や題材などの内容のまとまりの中で段けたりするなど、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で、適切に評価できるようにしていくことが重要である。

#### (3) 評価の方針等の共有について

- これまで、評価規準や評価方法等の評価の方針等について、必ずしも教師が十分に児童生徒等に伝えていない場合があることが指摘されている<sup>19</sup>。しかしながら、どのような方針によって評価を行うのかを事前に示し、共有しておくことは、評価の妥当性・信頼性を高めるとともに、児童生徒に各教科等において身に付けるべき資質・能力の具体的なメッセージをもたらせる観点からも不可欠であるとともに児童生徒に自らの学習の見通しをもたらせ自分の学習の調整を図るきっかけとなることも期待される。
- また、児童生徒に評価の結果をフィードバックする際にも、どのように方針によって評価したのかを改めて共有することも重要である。
- その際、児童生徒の発達の段階にも留意した上で、児童生徒用に学習の見通しとして学習の計画や評価の方針を事前に示すことが考えられる。特に小学校低学年の児童に対しては、学習の「めあて」などのわかり易い言葉で伝えたりするなどの工夫が求められる。
- 教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力の評価について
- 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることを目指すことが適当である。
- 評価を行う場面や頻度について
- 平成28年の中央教育審議会答申では、毎回の授業で全ての観点を評価するのではなく、単元や題材などのまとまりの中で、指導内容に照らして評価の場面を適切に位置付けている。しかしながら、実際に

<sup>19</sup> 株式会社浜銀総合研究所「学習指導と学習評価に対する意識調査報告書」(平成29年度文部科学省委託調査)によれば、学習のねらいや評価の観点について、事前に児童生徒や保護者に伝えていない教師の割合(どちらかと言えば伝えていないと回答した教師を含む)は、小学校で40.2%、中学校で20.9%、高等学校で43.9%である。

は、毎回の授業において複数の観点を評価する運用が行われていることも多く、教師にとつては評価の「記録」が常に求められるとともに、児童生徒にとつても、教師からの評価を必要以上に意識してしまうため、新しい解法に積極的に取り組んだり、斬新な発想を示したりすることなどが難しくなっているとの指摘もある。

したがって、日々の授業の中では児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすことに重点を置きつつ、「知識・技能」及び「思考・判断・表現」の評価の記録については、原則として単元や題材等のまとまりごとに、それぞれの実現状況が把握できる段階で評価を行うこととする。また、学習指導要領に定められた各教科等の目標や内容の特質に照らして、単元や題材ごとに全ての観点別学習状況の評価の場面を設けるのではなく、複数の单元や題材にわたって長期的な視点で評価することを可能とするなども考えられるが、その場合には、児童生徒に対して評価方法について誤解がないようになえておくことが必要である。

- なお、評価については、記録を集めることに終始して、学期末や学年末になるとまで必要な指導や支援を行わないまま一方的に評価をするようなどがないようにしなければならない。

#### (6) 障害のある児童生徒など特別な配慮を必要とする児童生徒に係る学習評面について

答申では、障害のある児童生徒や日本語の習得に困難のある児童生徒、不登校の児童生徒など、特別な配慮を必要とする児童生徒の発達を支えることの重要性を指摘している。

障害のある児童生徒については、通常による指導、特別支援学級、特別支援学校において子供たちの十分な学びを確保し、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導を一層充実させていく必要があるとされている。

また、知的障害者である児童生徒に対する教育課程については、児童生徒の一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価による学習評価を導入し、学習評価を基に授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善・充実に生かすことのできるP DCAサイクルを確立することが必要であるとされている。

- 児童生徒一人一人の学習状況を適切に把握することは、新学習指導要領で目指す資質・能力を育成する観点からも重要であり、障害のある児童生

徒、日本語指導を必要とする児童生徒<sup>20</sup>や不登校の児童生徒<sup>21</sup>、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する指導についても、個々の児童生徒の状況に応じた評価方法の工夫改善を通じて、各教科等の目標や内容に応じた学習状況を適切に把握し、指導や学習の改善に生かしていくことを基本に、それぞれの実態に応じた対応が求められる。

- このうち、障害のある児童生徒に係る学習評面については、一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導と配慮及び評価を適切に行うことを中心とした、特に以下のようないくつかの観点から改善することが必要である。

<sup>20</sup> 日本語指導を必要とする児童生徒に対しては、例えば、小学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月）では「ゆっくりはつきり話す、児童生徒の日本語による発話を促すなどの配慮、絵や図などの視覚的支援の活用、教材の工夫」などの学習参加のための支援が例示されており、各学校においては、児童生徒の実態や学習評価の対象となる指導事項に照らして適切な方法を工夫して指導と評価を行うことが求められる。また、「特別の教育課程」による日本語指導の学習評価の際には、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（25文科初第928号）において、個々の児童生徒の日本語の能⼒や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこととしている。こうした学習評価の結果については、児童生徒の担任や教科担当とともに共有し、在籍学級における各教科等の指導や学習評価にも考慮されることが望ましい。

<sup>21</sup> 「不登校への対応の在り方にについて」（15文科初第265号）では、不登校児童生徒について、学習状況の把握に努めることが学習支援や進路指導を行う上で重要であり、学校が把握した学習計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を行なうとともに、児童生徒や保護者等に伝えることが児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいとしている。その上で、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないとし、学習状況の把握の状況に応じてそれを文書記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるとしている。

<sup>22</sup> 障害のある児童生徒の指導については、例えば、小学校学習指導要領においても、「障害のある児童などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行なう」（第1章総則第3の2（1）ア）、「障害のある児童などについては、学習活動を行なう場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行なうこと」（同第2章各教科の「第3 指導計画と内容の取扱い」）とされている。

- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科<sup>23</sup>においても、文章による記述という考え方を維持しつつ、観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れることとする。
- 障害のある児童生徒について、個別の指導計画に基づく評価等が行われる場合があることを踏まえ、こうした評価等と指導要録との関係を整理することにより、指導に関する記録を大幅に簡素化し、学習評価の結果を學習や指導の改善につなげることに重点を置くこととする。

#### (7) 指導要録の改善について

答申では、「観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要」とされている。

- ①高等学校における観点別学習状況の評価の扱いについて
  - 高等学校においては、従前より観点別学習状況の評価が行われてきたところであるが、地域や学校によつては、その取組に差があり、形骸化している場合があるとの指摘もある。文部科学省が平成29年度に実施した委託調査では、高等学校が指導要録に観点別学習状況の評価を記録している割合は13.3%にとどまる<sup>24</sup>。そのため、高等学校における観点別学習状況の評価を更に充実し、その質を高める観点から、今後国が発する学習評価及び指導要録の改善等に係る通知（以下、「指導要録等の改善通知」という）の「高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等」において、観点別学習状況の評価に係る説明を充実するとともに、指導要録の参考様式に記載欄を設けることとする。

- ②指導要録の取扱いについて
  - 教師の勤務実態などを踏まえ、指導要録のうち指導に関する記録については大幅に簡素化し、学習評価の結果を教師が自らの指導の改善や児童生徒の学習の改善につなげることに重点を置くこととする。
  - 具体的には、国において、以下の点について今後発出する指導要録等の改善通知などにおいて示すことが考えられる。
    - ・ 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」など文書記述により記載される事項は、児童生徒本人や保護者に適切に伝えられることで初めて児童生徒の学習の改善に生かされるものであり、日常の指導の場面で、評価についてのフィードバックを行う機会を充実させるとともに、通知表や面談などの機会を通して、保護者との間でも評価に関する情報共有を充実させることが重要である。これに伴い、指導要録における文章記述欄については、例えば、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については要点を箇条書きするなど、必要最小限のものにとどめる。
    - ・ 小学校外国語活動の記録については、現在第5学年・第6学年においては、観点別にそれぞれの学習状況を個別に文章で記述する欄を設けているが、新しい学習指導要領の下での第3学年・第4学年における外國語活動については、記述欄を簡素化した上で、評価の観点に即して、児童の学習状況に頗著な事項がある場合などにその特徴を記入することとする。
    - 各学校の設置者が様式を定めることとされている指導要録と、各学校が独自に作成するわゆる通知表のそれぞれの性格を踏まえた上で、城内の各学校において、指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす通知表を作成するような場合には、指導要録と通知表の様式を共通のものとすることが可能であることを明示する。
    - 教師の勤務実態なども踏まえ、指導要録や通知表、調査書等の電子化に向けた取組を推進することは不可欠であり、設置者である各教育委員会において学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減に向けて、統合型校務支援システム等のICT環境を整備し、校務の情報化を推進する必要がある。
    - とりわけ、現在CBT化が検討されている全国学力・学習状況調査をはじめ、様々な学習に関するデータが記録・蓄積されるようになると、こうしたデータについて、進学や伝授等に際してデータ・ポータビリティの検討が求められる。各学校設置者においては、こうした点も視野に入れながら、ICT環境整備を行うとともに、電子的に記録された様々な学習情報の保護と活用を図ることとする。

<sup>23</sup> 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科について、は、今回の特別支援学校学習指導要録の改訂において、小・中学校等との学びの連続性を重視する観点から、小・中学校等の各教科と同様に、育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたところ。

<sup>24</sup> 平成29年度文部科学省委託調査「学習指導と学習評価に対する意識調査報告書」（平成30年1月、株式会社浜銀総合研究所）

用についても検討していくことが求められる。

- ③観点別学習状況の評価と評定の取扱い<sup>25</sup>について
- 現在、各教科の評価については、学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価と、これらを総括的に捉える評定の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされ、児童別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、個人内評価として実施するものとされている。
  - このうち、評定については、平成13年の指導要領等の改善通知において、これまで集団に準拠した評価を中心に行うこととさせられた取扱いが、学習指導要領に定める目標に準拠した評価に改められており、すなわち評定には、各教科等における児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすことが期待されている。

- このように「観点別学習状況の評価」と「評定」については指導と評価の一体化の観点から見た場合には、それぞれ次のような役割が期待されている。
  - ・ 各教科の学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」は、児童生徒がそれぞれの教科での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点に課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な学習や指導の改善に生かすことを可能とするものである。
  - ・ 各教科の観点別学習状況の評価を総括的に捉える「評定」は、児童生徒がどの教科の学習に望ましい学習状況が認められ、どの教科の学習に課題が認められるのかを明らかにすることにより、教育課程全体を見渡した学習状況の把握と指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。

- また評定は、各教科の観点別学習状況の評価を総括した数値を示すものであり、児童生徒や保護者にとっては、学習状況を全般的に把握できる指標として捉えられており、また、高等学校の入学者選抜やAO・推薦入試を中心とした大学の入学者選抜、奨学金の審査でも用いられている等、広く利用されるものである。

用されている。

- 一方で現状の課題としては、いまだに評定が学習指導要領に定める目標に照らして、その実現状況を総括的に評価するものであるという趣旨が十分浸透しておらず、児童生徒や保護者の関心が評定や学校における相対的な位置付けに集中し、評定を分析的に捉えることにより、学習の改善を要する点がどこにあるかをきめ細かに示す観点別学習状況の評価に本래的に期待される役割が十分発揮されていないと指摘されている。
  - ・ また、評定が入学者選抜や奨学金の審査等に利用される際に、観点別学習状況の評価を評定として総括する際の観点ごとの重み付けが学校によって異なるため、児童生徒一人一人をきめ細かく評価するためには、「観点別学習状況の評価」を活用することが重要との指摘もある。
- こうした指摘等を踏まえると、国においては、評定を引き続き指導要領上に位置付けることとした上で、指摘されている課題に留意しながら、観点別学習状況の評価と評定の双方の本来の役割が發揮されるようになることが重要である。具体的には、今後発出する指導要録の通知において、様式等の工夫を含めた改善を行い、その趣旨を関係者にしっかりと周知していく必要がある。
- また、指導要録の改善に伴い、高等学校入学者選抜や大学入学者選抜等において用いられる調査書を見直す際には、観点別学習状況の評価について記載することで、一人一人に着目した、よりきめの細かい入学者選抜のために活用していくことが考えられる。
- 観点別学習状況の評価をどのように評定に総括するかについては、従来より、評定の決定方法は、各学校で定めることとされてきたところであり<sup>26</sup>、今後もその方針を継承することとした上で、国立教育政策研究所が作成する学習評価の参考資料において、その取扱いの考え方を示すことが適当である。なお、評定をどのように用いるのかについて、通知表における扱いについてでは各学校において、また、入学者選抜における扱いについては選抜を行う

<sup>25</sup> 現在、評定は観点別学習状況の評価を教科全体の学習状況を段階別に（小学校では1から3の三段階、中学校以上では1～5の五段階）総括したものであるが、観点別学習状況の評価自体も、各教科の単元や題材などのまとまりごとの学習状況を段階別に（A、B、Cの三段階）総括したものである。したがって、何らかの学習状況を段階別に総括する点においては、観点別学習状況の評価も評定の一環であることは留意が必要である。

<sup>26</sup> 平成22年5月11日文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」では、「（観点別学習状況）において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める」とされている。

大学や高等学校等において、評定の役割や指摘されている課題等を十分に踏まえた上で、観点別学習状況の評価を活用することも考慮しながら、適切な取り方を検討することが求められる。

#### (8) 学習評価の高等学校入学者選抜・大学入学者選抜での利用について

答申では、「評価にあたっての留意点等」として「次期学習指導要領等の趣旨を踏まえ、高等学校入学者選抜、大学入学者選抜の質的改善が図られるようにする必要がある」としている。

○ 学校教育法施行規則第90条第1項においては「高等学校の入学は、第78条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。」と規定されており、同規定に基づき、高等学校入学者選抜においては、中学校における指導要領の記載に基づいて作成される調査書及び学力検査の成績等の資料が利用されている。

○ 平成30年度公立高等学校入学者選抜の改善に関する状況調査によると、調査書の利用の比重は選抜方法によって異なるが、推薦入試における学力把握の重要な資料となるほか、一般入試においても学力検査と同程度の比重で置付けられるなど、入学者選抜に大きな影響を与える。

○ 高等学校入学者選抜において調査書に基づき中学校の学習評価を利用するここについては、主に以下のメリットがあると考えられる。

- ・ 学力検査を実施しない教科等の学力を把握することができる。
- ・ 学力検査当日の一時点での成績だけでなく、中学校の一学期間ににおける学習評価を踏まえることで、当該生徒の学力をより正確・公平に把握することができる。

○ 一方、地域によっては、以下のような課題も指摘されている。  
学力検査では把握する事が難しい観点も含め、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の各観点をバランスよく把握することができること。

○ 調査等に従来の総合的な評定だけでなく、観点別学習状況の評価を記載することにより、例えば、大学入学者選抜において、大学のアドミッション・ポリシーに基づいて、特に「思考・判断・表現」を重視して、この観点に傾斜をつけた評定を算出することなども可能となる。

中学校の通常の授業で行われる日常的な評価が、厳格な公平性が求められる入学者選抜に利用されるため、教師が評価材料の収集や記録、保護者への説明責任を果たすことに労力を費やす一方で、学習評価を児童生徒の学習改善や教師の指導の改善につなげていくという点がおろそかになつている場合もある。

・ 例えば、中学校の途中まで成績が不振であった生徒が学習改善に取り組んだ場合でも、それまでの成績が入学者選抜において考慮される場合、成績不振だった期間が調査書に影響し、高等学校入学者選抜時の学力が十分評価されることが難しい仕組み<sup>27</sup>となっている場合もある。

・ 中学生が、入学時から常に「内申点をいかに上げるか」を意識した学校生活を送らざるを得なくなっている状況もあり、例えば、授業中の話合いや生徒会で意見を述べるときに教師の意向を踏まえたり、本意でないまま授業中に着手したり、生徒会の役員に立候補したりするなど、自由な議論や行動の抑制につながっている場合もある。

○ 中学校における学習評価は、学習や指導の改善を目的として行われているものであり、高等学校入学者選抜に用いることを一義的な目的として行われるものではない。しかしながら、高等学校入学者選抜において調査書が大きな比重を占めていることから、これが中学校における学習評価やひいては学習活動に大きな影響を与えると考えられる。

○ 高等学校及びその設置者においては、このような現状も踏まえ、以下の観点から入学者選抜について改善を図っていく必要がある。

- ・ 高等学校入学者選抜については、答申において「中学校における学びの成果を高等学校につなぐものであるとの認識に立ち、知識の理解の質を重視し、資質・能力を育んでいく新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた改善を図ること」が求められている。新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた各高等学校の教育目標の実現に向け、入学者選抜の質的改善を図るため、改めて入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直しを図ることが必要である。

- ・ 調査書の利用に当たっては、そのねらいを明らかにし、学力検査の成績との比重や、学年ごとの学習評価の重み付け等について検討することが必

<sup>27</sup> 平成30年に文部科学省が開取した結果によれば、高等学校入学者選抜に係る調査書において、中学校3学年にわたる評定を記入（比重が均等でない場合を含む）することとしている都道府県は41件であり、全体の87%を占めている。

- 要である。例えば、都道府県教育委員会等において、所管の高等学校において、所管の高等学校における活動や各種の習い事、趣味に関する活動等、児童生徒が学校外で行う多様な活動については、必ずしも教師が把握することが求められるものではなく、在籍する学校における評価の対象になるものではない。そのため、こうした事項については、同じ資格等であっても、学校によって指導要録や調査書への記載の有無が異なる等の指摘もある。生徒が在籍する学校から提出される調査書は、あくまでも学校における活動の記録であることに留意した上で、入学者選抜を行う高等学校や大学等は、これに過度に依存することなく、生徒一人一人の多面的・多角的な姿を考慮するよう、本人からの提出書類<sup>29</sup>、申告等を通じて確認するなどの工夫が求められる。
- また、大学の入学者選抜においても、今後の議論を通じて、各大学のアドミッション・ポリシーに基づいて、多面的・多角的な評価が行われるよう、調査書を適切に活用することが必要である。その際、指導要録の簡素化の議論を踏まえ、指導要録に基づいて作成される調査書についても、観点別学習状況の評価の活用を含めて、大学入学者選抜で必要となる情報を探査した上で、検討していくことが求められる。
- (9) 外部試験や検定等の学習評価への利用について
- 学習評価を進めていく上では、通常の授業で教師が自ら行う評価だけではなく、全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた試験等、その他外部試験等の結果についても、児童生徒の学習状況を把握するために用いることで、教師が自らの評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていくことは重要である。例えば、平素の学習評価を指導の改善につなげることほどより、児童生徒が受検した検定試験の結果等から、児童生徒の課題等を把握し、自らの指導や評価の改善につなげることも考えられる。
- その際、学習評価は学習指導要領に規定する目標及び内容に照らして、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の各観点から行われるものであることを十分留意するなどわち、各種の試験や検定等についても、学習指導要領とは必ずしも目標や評価の視点が同じではなく、たり、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に問うものではなく踏まえることともあることから、それらを考慮する際には、両者の相違を十分に踏まえることが必要であり、外部試験等の結果は、教師が学習評価を行う際の補完材料であることに十分留意すべきである。

#### 4. 学習評価の円滑な改善に向けた条件整備

- 答申では、「学習指導要領改訂を受けて作成される、学習評価の工夫改善に関する参考資料についても、詳細な基準ではなく、資質・能力を基に再整理された学習指導要領を手掛かりに、教員が評価規準を作成し見取っていくために必要な手順を示すものとなることが望ましい。」としている。また「教員が学習評価の質を高めることができることを実現するための研究の充実等、学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備として、教員の養成や研修を通じた教員の資質・能力の向上、指導体制の整備・充実等を求める。」
- (1) 国立教育政策研究所に求められる取組について
- 国立教育政策研究所が作成する「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（以下「参考資料」という。）について、以下のようないくつかの観点で改善を図る。
- ・ 今回の学習指導要領改訂では、各教科等の目標及び内容が資質・能力の三つの柱に再整理されたことを踏まえ、評価規準の作成に際しては、現行の参考資料のように評価規準の設定例を詳細に示すのではなく、各教科等の特質に応じて、学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の手順を示すこととする。
  - ・ 参考資料に示す評価方法については、例えば観点別学習状況の評価を判
- <sup>29</sup> 「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」では、志願者本人の記載する資料等において、大学は「活動報告書」等の積極的な活用に努めることとしており、その内容には「学校内外で意欲的に取り組んだ活動」等が把握できる様式イメージを例示している。

断した参考例を適切に示すなど各学校における学習評価の信頼性及び妥当性の向上を促すことが重要である。その際、参考資料に示す事例を参考にしつつも各学校において創意工夫ある学習指導や学習評価が行われるよう、その柔軟性に配慮した取扱いや周知を考えることも併せて重要なことがある。

現行の参考資料では、学習評価の事例が単元や題材ごとに整理されているが、各教科等の指導内容の特質に照らした場合、単元や題材を超えた長期的な視点で学習評価を考える必要がある場合も生じ得ることから、学期や年間など単元や題材を超えた長期的な視点に立った評価事例を掲載することも検討する。

学習評価については、学校全体で組織として学習評価やその結果を受けた学習指導の工夫改善の取組を促すとともに、教育課程や校内体制の改善などを促すカリキュラム・マネジメントも併せて重要であり、このようないくとものに配慮した参考資料の示し方も検討する。

(2) 教育委員会、学校、教員養成課程等に求められる取組について  
○ 各教育委員会等においては、本報告や今後、国が示す学習評価及び指導要録の改善の通知等を踏まえつつ、教員研修や各種参考資料の作成に努めることが求められる。

各学校においては、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、評価規準や評価方法等を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有していくことや、評価結果についての検討を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ることや、専務主任や研究主任を中心に行年会や教科等部会等の校内組織を活用するなどして、組織的かつ計画的な取組に努めることが求められる。

○ また、学校の実態に応じ、効果的・効率的に評価を行っていく観点から、デジタル教科書やタブレット、コンピュータ、録音・録画機器等のEdtechを適切に活用することで、例えば、グループに分かれたディスカッション等での発言や共同作業におけるグループへの貢献、單元を通じた理解状況の推移など、教師一人で十分に見取ることが困難な児童生徒の様々な活動や状況を記録したり、共有したりしていくことも重要である。その際、教師にとって使い勝手の良いデジタル機器やソフトウェア等の導入を進めることは、評価の質を高める観点から有効である。各地方公共団体や教育委員会等においては、現場のニーズを十分に反映できるような発注の仕方を考え

ていくとともに、それらの前提となるICT環境の整備を進めていくことが求められる。また、民間事業者においても、学校や教師のニーズを十分に踏まえた技術の開発が期待される。<sup>30</sup>

- また、教員養成課程においては、新しい学習指導要領下での学習評価が円滑に実施されるよう、学習評価を位置付けたカリキュラムや各教科指導における学習評価に関する指導の充実などが必要である。

### (3) 教職員や保護者等の学校関係者、社会一般への周知について

答申では、「社会に開かれた教育課程」を目指す学習指導要領の理念の共有に向け、あらゆる媒体を通じて、新学習指導要領等の内容を社会全体に広く周知することを求める。

- 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す観点からは、国において、今回の学習評価の意義やその改善の趣旨について、パンフレットの作成などを通じて学校の教職員や保護者はもとより広く一般に周知をしていくことも重要である。
- 冒頭に述べたとおり、学習評価の改善は、教育課程の改善並びにそれにに基づく授業改善の一連のサイクルに適切に位置付くことが重要であり、周知に当たっては、そうした点に十分配慮することが求められる。

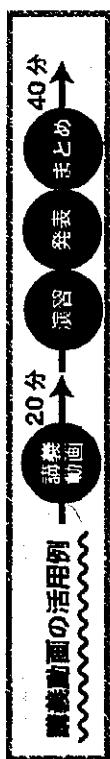
<sup>30</sup> なお、第6回の本ワーキンググループにおいて、タブレット等を活用して、児童一人一人の学習の履歴を踏まえた指導や評価を可能にする仕組みについて、奈良教育大学及び富士通株式会社による発表が行われた。

卷之三

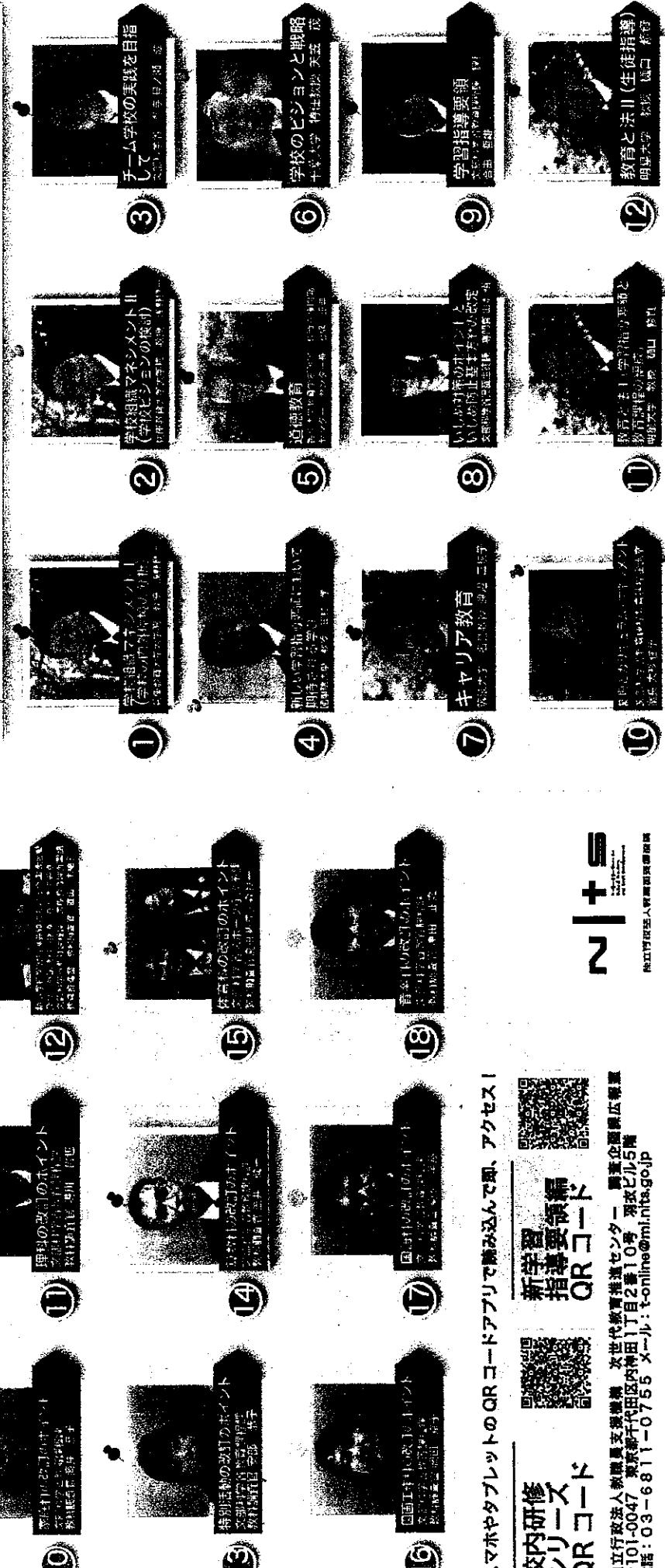
## NITSのオンライン研修「校内研修シリーズ」

教職員支援機構では、教職員のみなさまに、多様な研修機会を提供することを目的として、YouTube®を利用して、20分の講義動画を配信しています。

動画では、各テーマについて、基礎理論、または理論的整理と考え方の提示を行っています。校内研修を60分と想定し、20分で学べる講義動画としているので、校内研修の最初に掲載していただき、次のような流れで活用いただくことができます。



まずは、講義動画を  
ウェブサイトでチェック  
校内研修シリーズ  
検索



スマホやタブレットのQRコードアリで読み込んで頭、アクセス!

新指導要領二年生用 QRコード



獨立行政法人 教育振興支援機構 次世代教育推進センター  
〒101-0041 東京都千代田区外神田1丁目2番1号  
TEL: 03-6811-0755 FAX: 03-6811-0756  
[tonen.mext.go.jp](http://tonen.mext.go.jp)

## 新学習指導要領編

校内研修シリーズ「新学習指導要領編」では、  
まずは、講義動画をチェック

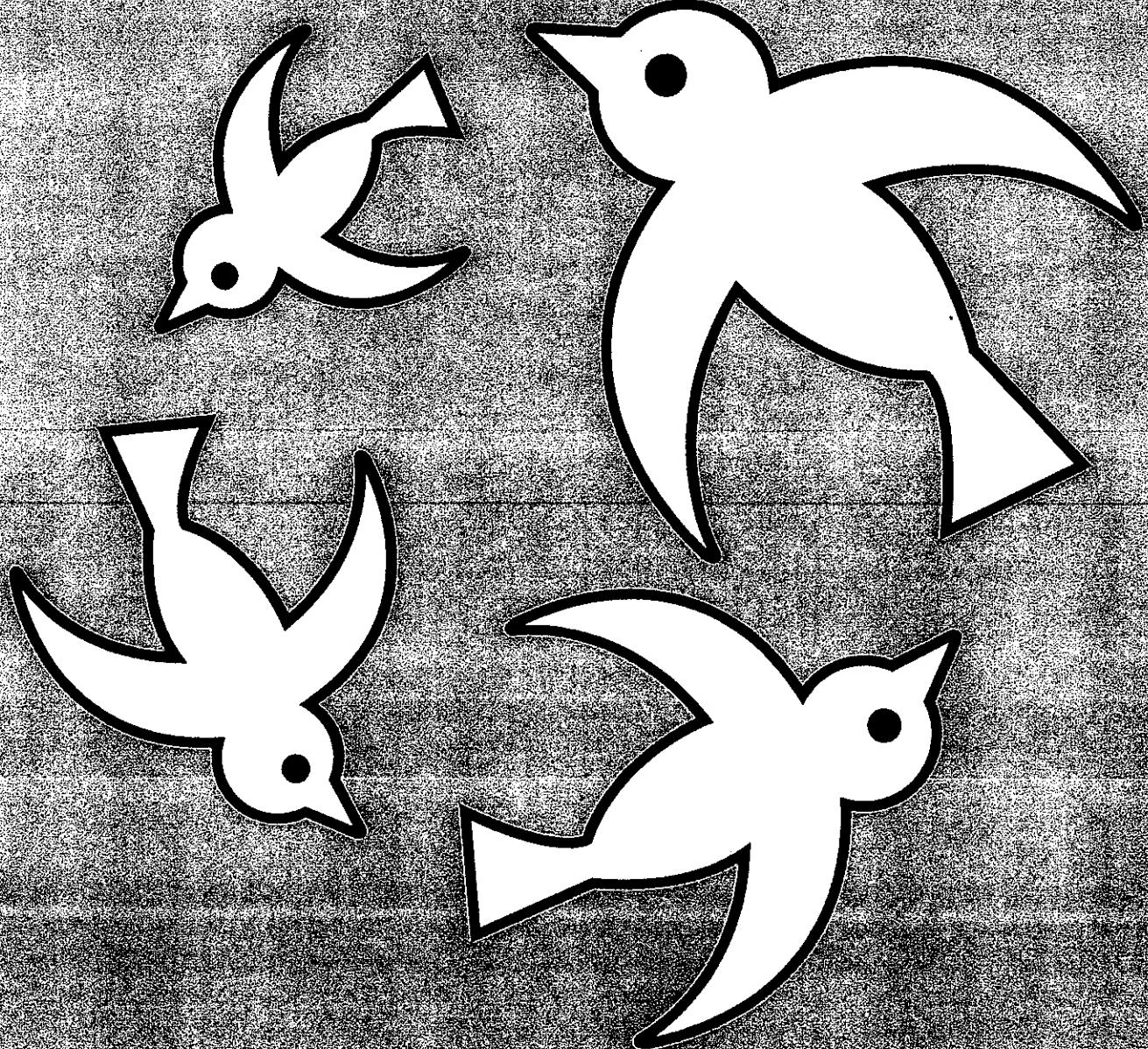
校内研修 新学習指導要領  
検索

- ① 人権教育 教授 健野 正信  
東京教育大学 教授 健野 正信  
人権は、生徒の個々の尊厳を尊重するものであり、また、社会の平穏と発展を保障するものである。本稿では、人権の概念やその歴史、国際的な取り組みなどを紹介し、具体的な実践例を示す。  
② 安全教育 教授 矢野 雅也  
東京教育大学 教授 矢野 雅也  
安全教育は、生徒の安全な成長と社会への貢献を目的とした教育である。本稿では、安全教育の実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
③ 保健教育 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
保健教育は、生徒の体調管理や心の健康維持を目的とした教育である。本稿では、保健教育の実践事例や、最新の研究動向について紹介する。

- ① 生徒指導 教授 田井 審  
東京教育大学 教授 田井 審  
生徒指導とは、生徒の個々の特性や状況を考慮した支援と育成を行う教育である。本稿では、生徒指導の実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
② 特別支援教育の実践 教授 岸井 審  
東京教育大学 教授 岸井 審  
特別支援教育とは、生徒の個々の学習・生活の状況に応じて、個別化された支援を行う教育である。本稿では、特別支援教育の実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
③ 自殺予防 教授 新井 敏  
東京教育大学 教授 新井 敏  
自殺予防は、生徒の自殺リスクを早期に察知し、適切な支援を行う教育である。本稿では、自殺予防の実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
④ 保育教育の基礎 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
保育教育は、生徒の年齢や段階に応じた育成と支援を行う教育である。本稿では、保育教育の実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑤ 特別支援教育・総論 教授 正信  
東京教育大学 教授 正信  
特別支援教育総論とは、特別支援教育の基礎知識や実践事例などを総合的に紹介する教育である。本稿では、特別支援教育総論の実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑥ 生活安全 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
生活安全とは、生徒の日常生活における危険回避や安全確認を行なう教育である。本稿では、生活安全の実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑦ 災害安全 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
災害安全とは、生徒が災害時に備えて必要な知識や行動を身につける教育である。本稿では、災害安全の実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑧ 幼児教育 教授 稲田 美紀子  
早稲田大学 教授 稲田 美紀子  
幼児教育とは、生徒が0歳から5歳までの成長過程で受けられる教育である。本稿では、幼児教育の実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑨ 生活安全とコーチング 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
生活安全とコーチングとは、生徒が自己管理や問題解決の能力を高めながら、社会生活とともに立ち上るための支援を行う教育である。本稿では、生活安全とコーチングの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑩ 特別支援教育とマネジメント 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
特別支援教育とマネジメントとは、生徒の個々の学習・生活の状況に応じて、マネジメントを行う教育である。本稿では、特別支援教育とマネジメントの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑪ 体力向上マネジメント 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体力向上マネジメントとは、生徒の体力や運動能力を向上させるための支援を行う教育である。本稿では、体力向上マネジメントの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑫ 消費者教育 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
消費者教育とは、生徒が商品やサービスに対する知識や態度を身につける教育である。本稿では、消費者教育の実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑬ 言語活動 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
言語活動とは、生徒が言語を通じて表現や理解する力を鍛える教育である。本稿では、言語活動の実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑭ 外国人児童生徒に対する支援 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
外国人児童生徒に対する支援とは、生徒が多文化環境で安心して学ぶことができるよう、言語や文化などのサポートを行う教育である。本稿では、外国人児童生徒に対する支援の実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑮ 体操と法IV 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体操と法IVとは、生徒が身体活動を通じて体力や柔軟性を向上させながら、社会生活とともに立ち上るために必要な知識や態度を身につけるための教育である。本稿では、体操と法IVの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑯ 学校教育の情報化 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
学校教育の情報化とは、生徒が情報技術を用いて学習する環境を整備する教育である。本稿では、学校教育の情報化的実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑰ 体操と法V 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体操と法Vとは、生徒が身体活動を通じて体力や柔軟性を向上させながら、社会生活とともに立ち上るために必要な知識や態度を身につけるための教育である。本稿では、体操と法Vの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑱ 体操と法VI 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体操と法VIとは、生徒が身体活動を通じて体力や柔軟性を向上させながら、社会生活とともに立ち上るために必要な知識や態度を身につけるための教育である。本稿では、体操と法VIの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑲ 体操と法VII 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体操と法VIIとは、生徒が身体活動を通じて体力や柔軟性を向上させながら、社会生活とともに立ち上るために必要な知識や態度を身につけるための教育である。本稿では、体操と法VIIの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
⑳ 体操と法VIII 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体操と法VIIIとは、生徒が身体活動を通じて体力や柔軟性を向上させながら、社会生活とともに立ち上るために必要な知識や態度を身につけるための教育である。本稿では、体操と法VIIIの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
㉑ 体操と法IX 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体操と法IXとは、生徒が身体活動を通じて体力や柔軟性を向上させながら、社会生活とともに立ち上るために必要な知識や態度を身につけるための教育である。本稿では、体操と法IXの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
㉒ 体操と法X 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体操と法Xとは、生徒が身体活動を通じて体力や柔軟性を向上させながら、社会生活とともに立ち上るために必要な知識や態度を身につけるための教育である。本稿では、体操と法Xの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
㉓ 体操と法XI 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体操と法XIとは、生徒が身体活動を通じて体力や柔軟性を向上させながら、社会生活とともに立ち上るために必要な知識や態度を身につけるための教育である。本稿では、体操と法XIの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
㉔ 体操と法XII 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体操と法XIIとは、生徒が身体活動を通じて体力や柔軟性を向上させながら、社会生活とともに立ち上るために必要な知識や態度を身につけるための教育である。本稿では、体操と法XIIの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
㉕ 体操と法XIII 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体操と法XIIIとは、生徒が身体活動を通じて体力や柔軟性を向上させながら、社会生活とともに立ち上るために必要な知識や態度を身につけるための教育である。本稿では、体操と法XIIIの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
㉖ 体操と法XIV 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体操と法XIVとは、生徒が身体活動を通じて体力や柔軟性を向上させながら、社会生活とともに立ち上るために必要な知識や態度を身につけるための教育である。本稿では、体操と法XIVの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
㉗ 体操と法XV 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体操と法XVとは、生徒が身体活動を通じて体力や柔軟性を向上させながら、社会生活とともに立ち上るために必要な知識や態度を身につけるための教育である。本稿では、体操と法XVの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
㉘ 体操と法XVI 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体操と法XVIとは、生徒が身体活動を通じて体力や柔軟性を向上させながら、社会生活とともに立ち上るために必要な知識や態度を身につけるための教育である。本稿では、体操と法XVIの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
㉙ 体操と法XVII 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体操と法XVIIとは、生徒が身体活動を通じて体力や柔軟性を向上させながら、社会生活とともに立ち上るために必要な知識や態度を身につけるための教育である。本稿では、体操と法XVIIの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。  
㉚ 体操と法XVIII 教授 田中 伸一  
東京教育大学 教授 田中 伸一  
体操と法XVIIIとは、生徒が身体活動を通じて体力や柔軟性を向上させながら、社会生活とともに立ち上るために必要な知識や態度を身につけるための教育である。本稿では、体操と法XVIIIの実践事例や、最新の研究動向について紹介する。

資料⑥

※送付するポスターはA2サイズです。



# 生きる力 学びの その先へ

学校で学ぶことが「明日」そして「未来につながるよう」に、今の一歩を進化させる  
新しい学習指導要領がスタートします。2020年4月から2021年度まで実施されます。10月22日には、  
各学年ごとに学年別で「生きる力」と「学びのその先へ」をテーマとした会議が開催されます。

子供の未来を支える皆さんと共有したい  
新しい学習指導要領



文部科学省



O

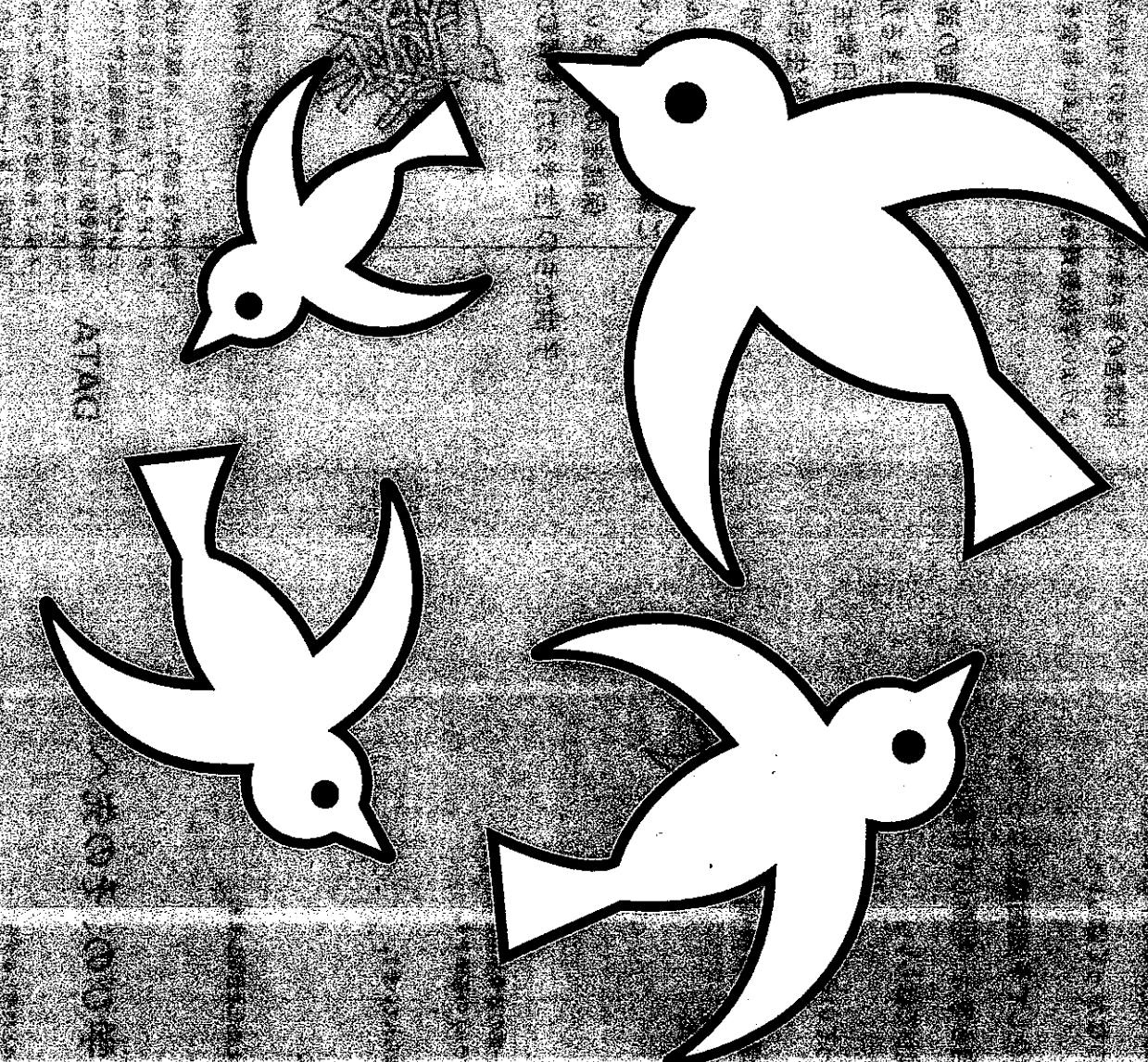
O

子供の未来を支える皆さまと共有したい

## 新しい学習指導要領

# 生きる力

学びの先へ



令和元年度～令和二年度までの学習指導要領

2020年版

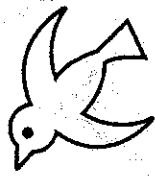
2021年版

2022年版

学校で学んだことが、子供たちの「生きる力」となって、  
明日に、そしてその先の人生につながつてほしい。

これから社会が、どんなに変化して予測困難になつても、  
自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、  
それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。  
そして、明るい未来を、共に創っていきたい。

2020年度から始まる新しい「学習指導要領」には、  
そうした願いが込められています。



目指すのは「社会に開かれた教育課程」の実現  
保護者の皆さまや地域の皆さまのお力添えをいただきながら、  
よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を達成していきます。

保護者の皆さまへ

子供たちの「生きる力」を育むには、  
学校での学びを日常生活で活用したり、  
ご家庭での経験を学校生活に生かしたりすることが、  
とても大切です。

お子さんが学校で学んだことについて、  
ご家庭で、ぜひひ話してみてください。

保護者の皆さまの働きかけが、  
子供たちの「生きる力」を育む大きな原動力になります。



保護者の働きかけがある子供の学力は高いという傾向があります。  
例えば……

- 学校や友達のこと、地域や社会の出来事など家庭での会話が多い。
- テレビ・ビデオ・DVDを見る時間などのルールを決めている。
- テレビゲーム（携帯電話やスマートフォンを使ったゲーム等を含む）をする時間を見定している。
- 子供に本や新聞を読むようにすすめている。
- 子供に最後までやり抜くことの大切さを伝えている。
- 自分の考えをしっかりと伝えられるようになることを重視している。
- 地域や社会に貢献するなどの役に立つ人間にになることを重視している。

## DATA

# 生きる力 学びの、その先へ

新しい「学習指導要領」の内容を、多くの方々と共有しながら、  
子供たちの学びを社会全体で応援していくことを考えていました。

# 「生きる力」を育むために 子供たちの学びはどう進化するの？

**主体的・対話的で深い学び** の視点から「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。

(アクティブ・ラーニング)

一つ一つの知識がつながり、  
「わかった！」「おもしろい！」  
と思える授業に

コンピュータープログラムに  
よって読み、社会で  
活用されていることを  
体験し、学習します。

**カリキュラム・マネジメント** を確立して教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ります。

学校教育の効果を常に  
検証して改善する

教師が連携し、複数の教科等の  
連携を図りながら授業をつくる

地域と連携し、  
よりよい学校教育を目指す

新たに取り組むこと、これからも重視することは？

下記のほかに、「体験活動」「キャリア教育」「起業に関する教育」「金融教育」「防災・安全教育」「国土に関する教育」なども充実します。

プログラミング 教育	言語能力の 育成	理数教育	伝統文化に 関する教育	主権者教育	消費者教育
コンピュータープログラムに よって読み、社会で 活用されていることを 体験し、学習します。	「聞くこと」「読むこと」 「話すこと」「書くこと」の 力を総合的に育みます。	国語 数学 理科 音楽 社会 技術・家庭 外語 特別活動	親族、家族などのによる科学的 な探究する学習動機や、データを 分析し、課題を解決するための 議論が育むます。	社会の中で自立し、 他者と連携・協働して 社会に参画する 力を育みます。	主として専門学科において 開設される各教科 ・国語 ・英語 ・音楽 ・美術 ・情報 ・工芸 ・保健 ・商業 ・福祉 ・水産 ・理数 ・保健体育

子供たちが学ぶ 教科等は？	幼児期の教育	小学校	中学校	高等学校	高等學校
本字が新設・変更部分です。 その他の教科等についても、 育成を目指す資質・能力を 明確にして、授業を改善します。	遊びや生活中で 生きる力の基礎を 培います。	・国語 ・社会(3~6年) ・算数 ・理科(3~6年) ・生活(1,2年) ・外語(5,6年) ・特別活動	・国語 ・音楽 ・国画工作 ・美絵(5,6年) ・音楽 ・外語 ・特別活動	・国語 ・音楽 ・社会 ・数学 ・理科 ・外語 ・特別活動	各学科に共通する各教科等 ・国語 ・英語 ・音楽 ・美術 ・情報 ・工芸 ・保健 ・商業 ・福祉 ・水産 ・理数 ・保健体育

特別支伝学校 小学部  
上記の教科のほか、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」、知的障害のある子供たための各教科等もあります。

特別支援教育 幼児期から高等学校段階まで、全ての学校で障害に応じた指導を行い、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばします。

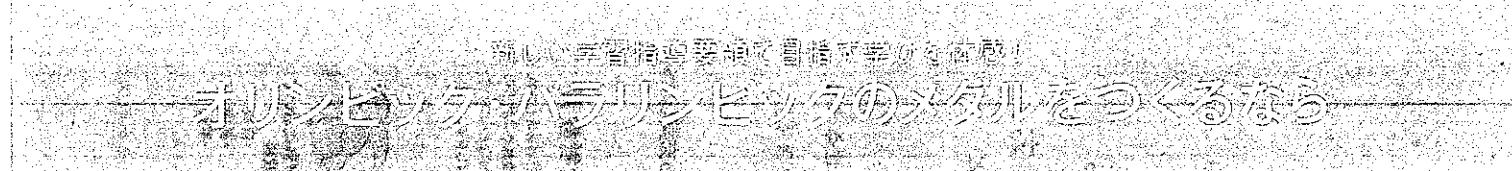
学んだことを人生や  
社会に生かそうとする  
**学びに向かう力、  
人間性など**



未知の状況にも  
対応できる  
実際の社会や  
生活で生きて働く  
生活に生かす力を育む授業に  
自分の学びを振り返り、次の学びや  
生活に生かす力を育む授業に  
取り組む力が身に付く授業に

**表現力、判断力、  
思考力など**

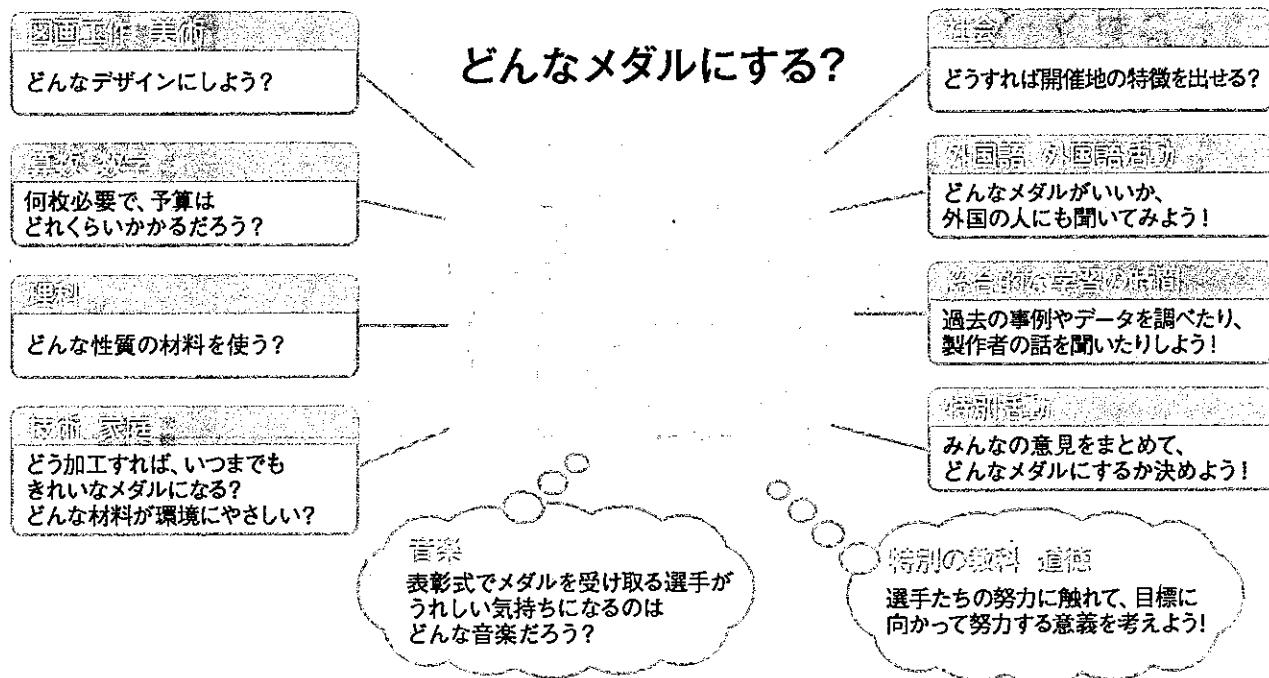
実際の社会や 生活で生きて働く 生活に生かす力を育む授業に 自分の学びを振り返り、次の学びや 生活に生かす力を育む授業に 取り組む力が身に付く授業に	三つの力をバランスよく育みます。	特別支伝学校 高等部	特別支伝学校 高等部



新しい学習指導要領では、社会に出てからも学んだことを生かせるような学校教育を目指します。

各教科等を通じて得た力は、将来どのように生かされるのでしょうか？

「オリンピック・パラリンピックのメダルづくり」というテーマで例を示してみました。



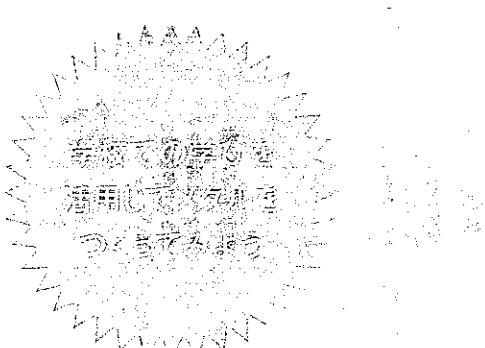
国語 このような話合いや説明資料の作成にも、国語を要とする全ての教科等の学び(言語活動)が生かされています。

実際のオリンピック・パラリンピックのメダルにも、各教科等を通じて得た力が生かされています。

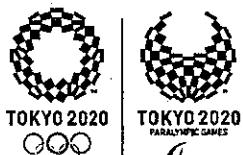
2012年  
ロンドン(英国)開催  
ロンドンを流れる  
テムズ川をモチーフに  
した曲線を  
施したメダル

1998年  
長野(日本)開催  
日本の伝統技術や  
文化を生かした漆、  
蒔絵、七宝のメダル

2016年  
リオデジャネイロ(ブラジル)開催  
視覚障害者に配慮し  
金銀銅で異なる  
音の鳴るメダル  
(パラリンピック)



東京2020オリンピック・パラリンピックでは、  
使用済み携帯電話など小型家電から抽出した  
リサイクル金属で製作する予定です。



日本国政府



くわしくは文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」へ  
各界で活躍中の著名人へのインタビューも！  
URL [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm?media=pamp01](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm?media=pamp01)

# 生きる力

## 字ひの、その先へ

学校で学ぶことが  
明るく、そして中東につながるようにな  
る社会のことを目指します。

新しい学習指導要領スタート。

2021年春から実施する2021年度～2022年度～

改訂に込められた願い

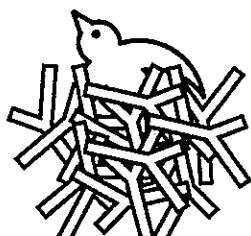
これから社会が、どんなに変化して予測困難になっても、

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、

それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。

そして、明るい未来を、共に創っていきたい。

新しい「学習指導要領」には、こうした願いが込められています。



### 「学習指導要領」とは？

全国どの学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。およそ10年に一度改訂され、これを基に子供たちの教科書や時間割が作られます。

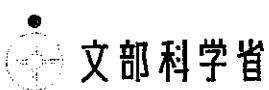
### 小学校で学ぶ教科等は？

本学が新設・変更部分です。他の教科等についても、育成を目指す資質・能力を明確にして、授業を改善します。  
※2018年度から一部先行実施しています

- |           |            |                  |
|-----------|------------|------------------|
| ・国語       | ・音楽        | ・特別の教科 道徳        |
| ・社会(3~6年) | ・図画工作      | ・外国語活動(3,4年)     |
| ・算数       | ・家庭(5,6年)  | ・総合的な学習の時間(3~6年) |
| ・理科(3~6年) | ・体育        | ・特別活動            |
| ・生活(1,2年) | ・外國語(5,6年) |                  |

くわしくは文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」へ  
各界で活躍中の著名人へのインタビューも！

URL [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shoutou/new-os/index.htm?media=pamp01](http://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/new-os/index.htm?media=pamp01)



文部科学省  
初等中等教育局教育課程課  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 03-5253-4111 (代表)

「生きる力」を育むために

# 子供たちの学びはどう進化するの？

主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から

「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。

一つ一つの知識がつながり、  
「わかった！」「おもしろい！」  
と思える授業に

周りの人たちと共に考え、  
学び、新しい発見や豊かな  
発想が生まれる授業に

学んだことを人生や  
社会に生かそうとする

学びに向かう力、  
人間性など

見通しをもって、粘り強く  
取り組む力が身に付く授業に

自分の学びを振り返り、次の学びや  
生活に生かす力を育む授業に

カリキュラム・マネジメントを確立して  
教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ります。

実際の社会や  
生活で生きて働く  
知識及び技能

未知の状況にも  
対応できる  
思考力、判断力、  
表現力など

学校教育の効果を  
常に検証して  
改善する

教師が連携し、  
複数の教科等の  
連携を図りながら  
授業をつくる

地域と連携し、  
よりよい学校教育を  
目指す

社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、  
三つの力をバランスよく育みます。

## 新たに取り組むこと、これからも重視することは？

下記のほかに、「体験活動」「キャリア教育」「起業に関する教育」「金融教育」「防災・安全教育」「国土に関する教育」なども充実します。

### プログラミング 教育

コンピュータがプログラムに  
よって動き、社会で  
活用されていることを  
体験し、学習します。

### 外国語教育

「聞くこと」「読むこと」  
に加えて、「話すこと」  
「書くこと」の力を育みます。

### 道徳教育

自分ごとして  
「考え、議論する」  
授業などを通じて  
道徳性を育みます。

### 言語能力の 育成

国語を要として  
全ての教科等で  
子供たちの言葉の  
力を育みます。

### 理数教育

観察、実験などにより問題を  
科学的に解決する学習活動や、  
データを分析し、課題を解決する  
ための統計教育を充実します。

### 伝統や文化に 関する教育

我が国や郷土が  
育んできた日本の  
伝統や文化を学びます。

### 主権者教育

社会の中で自立し、  
他者と連携・協働して  
社会に参画する  
力を育みます。

### 消費者教育

自立した消費者を育むため、  
買物の仕組みや  
消費者の役割などに  
ついて学習します。

### 特別支援 教育

全ての学校で障害に  
応じた指導を行い、  
一人一人の能力や  
可能性を最大限に  
伸ばします。

「特別の教科 道徳」では、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて、認め、励ますための評価（記述式）を行います。  
特定の考え方を押し付けたり、評価を入試で使ったりしません。

## お子さんが学校で学んだことについて、ご家庭で、ぜひ話してみてください。

保護者の皆さまの働きかけが、  
子供たちの「生きる力」を育む  
大きな原動力になります。  
保護者の働きかけがある  
子供の学力は高いという  
傾向があります。

例えば…

- 学校や友達のこと、地域や社会の出来事など家庭での会話が多い。
  - テレビ・ビデオ・DVDを見る時間などのルールを決めている。
  - テレビゲーム（携帯電話やスマートフォンを使ったゲーム等を含む）をする時間を限定している。
  - 子供に本や新聞を読むようにすすめている。
  - 子供に最後までやり抜くことの大切さを伝えている。
  - 自分の考えをしっかり伝えられるようになることを重視している。
  - 地域や社会に貢献するなど人の役に立つ人間になることを重視している。
- （平成29年度全国学力・学習状況調査を活用した専門的な評価分析に関する研究）

# 【中学校用】お届けした資料一覧と活用例

資料①

平成31年3月

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
国立教育政策研究所教育課程研究センター

	資料名	部数	資料の内容等
①	【中学校用】お届けした資料一覧と活用例	1部	本資料のことです。裏面で紹介する送付資料の活用例を参考にしながら、各学校の実態に応じて効果的に御活用いただければ幸いです。
②	新しい中学校学習指導要領の全面実施に向けた準備資料の送付について	1部	文部科学省及び国立教育政策研究所より、今回の資料送付の目的等について説明しています。また、裏面には、今回の送付物に不備があった場合の連絡方法等について示しています。
③	新しい学習指導要領周知・広報パッケージ 2019	1部	多くの方々と新しい学習指導要領の趣旨・内容を共有していくための文部科学省の取組を紹介しています。「学習指導要領ウェブサイト」や動画についても紹介しておりますので、ぜひ校内での共有をお願いします。
④	学習評価に関する参考資料の作成予定について	1部	国立教育政策研究所による「学習評価に関する参考資料」の作成予定等について、本年1月の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」と併せてお知らせしています。各学校の先生方に御覧いただければ幸いです。
⑤	NITSのオンライン研修「校内研修シリーズ」	1部	新しい学習指導要領のポイントを20分で解説する動画をNITS(独立行政法人教職員支援機構)のYouTubeチャンネルで配信しています。校内研修や教職員の自主学習に御活用ください。
⑥	ポスター	1部	保護者をはじめとする来校者の方々に御覧いただける場所に掲示していただければ幸いです。
⑦	リーフレット	10部	文部科学省が作成した新しい学習指導要領の趣旨・内容を分かりやすく説明した資料です。今後、文部科学省の会議等を通じて幅広く配付・展開する予定です。保護者や地域の方々も目にする機会が増えますので、学校においても内容を御確認ください。
⑧	リーフレット (ダイジェスト版) 中学校の保護者の方へ	全家庭数 +予備	⑦リーフレットの重要な点をまとめたダイジェスト版です。平成31年度の在校生の保護者の方々に配付していただくようお願いします。なお、貴校の「全家庭数」を前提とした部数を送付しておりますので、御注意ください。 新しい学習指導要領や貴校における教育課程について保護者の方々に御理解・御協力いただけるよう、保護者の方々への配付に当たっては、本資料の裏面の活用例も御覧いただき、 <u>生徒を通じた配付にとどまらない効果的な形での配付</u> をお願いできれば幸いです。

※資料⑤～⑧には資料番号が付されていません。御了承ください。

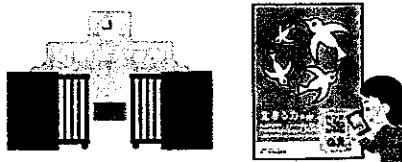
資料の電子媒体を文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」に掲載しています。併せて御活用ください。

裏面で送付資料の活用例を紹介しています。

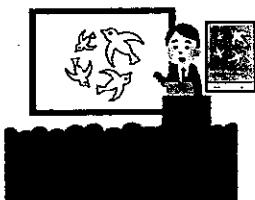
以下の例を参考にしながら、本日お届けした資料を  
各学校の実態に応じて御活用ください。



ポスターを校内に掲示する。



各学校の校長先生等が、保護者等が集まる会合にて、自校の教育目標や授業内容に加えて、新しい学習指導要領の趣旨・内容についても動画\*1やリーフレット(ダイジェスト版)等を活用して説明する。



(想定される会合)

- ・自校の学校教育目標や教育課程について説明する年度当初の会合
- ・保護者の代表や地域住民が参加する学校運営に関する会合 等

(想定される内容)

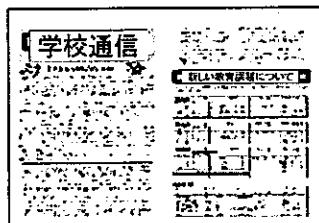
- ・動画を上映して、これからの中学校教育の方向性や学習指導要領の改訂について御理解いただく。
- ・リーフレット(ダイジェスト版)で新しい学習指導要領の趣旨・内容について説明した上で、自校の教育課程について説明する。



学校通信、学年通信、学級通信等に  
リーフレット、ウェブサイトの内容等を  
活用した記事を掲載する。



各学校のウェブサイトに文部科学省  
「学習指導要領ウェブサイト」\*2への  
リンクバナーを貼る。



～+≡

校内研修で、国立教育政策研究所の資料や、NITSの  
オンライン研修「校内研修シリーズ」の講義動画を活用する。



\* 1 通信ネットワーク環境に関わらず活用していただけるよう、YouTube以外の方法(静止画のpdfファイル等)でも提供する予定です。

\* 2 文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm))にはリーフレットやリーフレット(ダイジェスト版)より詳しい情報が掲載されています。

平成31年3月

各中学校の先生方へ

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
国立教育政策研究所教育課程研究センター

新しい中学校学習指導要領の全面実施に向けた  
準備資料の送付について

新しい中学校学習指導要領は、2021年4月に全面実施を迎えます。先生方におかれましては、新しい学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けて、準備を重ねておられることと思います。このことに深く感謝申し上げます。

文部科学省及び国立教育政策研究所においても、新しい学習指導要領の全面実施に向けて、教科書など教材の改善・充実、全国の優れた教育実践の収集・共有、研修に係る指導・助言などの一つ一つの施策にしっかりと取り組むとともに、学校や教師が担う業務の明確化・適正化による業務負担の軽減や学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実等を図っているところですが、各学校での全面実施に向けた準備に御活用いただきたく、以下の資料をお届けします。

1. 新しい学習指導要領の周知・広報に関する資料（資料③⑥⑦⑧）
2. 新しい学習指導要領の全面実施に向けた先生向け資料（資料④⑤）

1. について、新しい学習指導要領の理念を実現するためには、新しい学習指導要領の趣旨・内容について、学校や教育関係者はもちろんのこと、保護者や地域の方々、産業界等を含め広く共有し、社会全体で子供の成長に関わっていくことが重要です。本日お届けした資料を活用して、保護者や地域の方々に新しい学習指導要領について周知することは、各学校における今後の教育活動について御理解・御協力いただくことにつながると考えています。

2. について、新しい学習指導要領に示す資質・能力を生徒一人一人がしっかりと身に付けられるよう、今後国立教育政策研究所において作成される学習評価に関する参考資料や、NITS（独立行政法人教職員支援機構）のオンライン研修「校内研修シリーズ」を活用しながら、新しい学習指導要領の下での教育活動についてさらに準備を進めていただければと思います。

未来を担う子供たちのため、これからも私共とともによりよい学校教育の実現に向けて御尽力いただくよう心からお願ひ申し上げます。

※本件に係る問合せ方法については裏面を御覧ください。

## お届けした資料に関するQ & A

**Q 1. リーフレット（ダイジェスト版）に過不足がありました。**

各学校の全家庭数（全生徒数ではありません）を前提とした部数を送付しています。

万が一不足があった場合には、各学校において、文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」掲載の電子媒体をダウンロードして印刷するなどの方法により御対応いただくようお願いします（100部単位での不足など各学校において対応できない不足が生じた場合には、各学校の管理機関（教育委員会等）に御相談ください。）。

余剰分については、各学校で御活用ください。

**Q 2. 資料の追加送付を希望します。**

予算等の関係で、文部科学省及び国立教育政策研究所から紙媒体で資料を追加送付することができません。お届けした資料の電子媒体は全て文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」に掲載していますので、適宜御活用ください。

**Q 3. 上記以外について質問があります。**

各学校の管理機関（教育委員会等）にお問い合わせください。

【学習指導要領ウェブサイト】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)

# 新しい学習指導要領

## 周知・広報パッケージ2019

2020年度から順次始まる新しい学習指導要領実施に向けて、文部科学省では、保護者や地域の方々など多くの皆様への新しい学習指導要領の周知・広報活動を加速していきます。



### 生きる力 学びの、その先へ

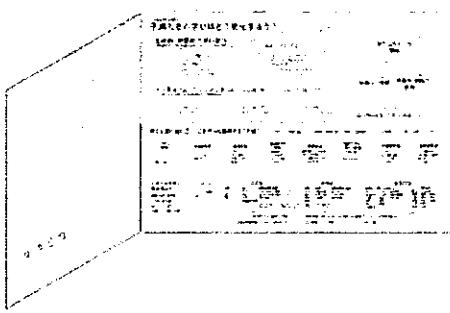
学習指導要領改訂に向けて示された中央教育審議会の答申（2016）では、学校教育が長年大切にしてきた「生きる力」を、現在とこれから社会の文脈で改めて捉え直し、確実に育むことが求められると提言されています。

新しい学習指導要領に基づく学校教育により、子どもたちが未来社会を切り拓いていくために必要な資質・能力を一層確実に育む——このことを「生きる力 学びの、その先へ」と表現しました。



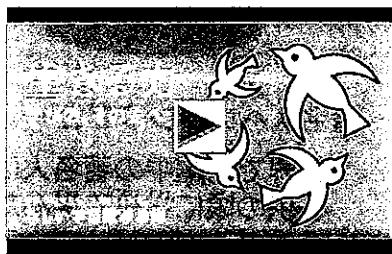
以下のようなツールを作成し、周知・広報を進めています。

#### リーフレット



#### ウェブサイトのリニューアル

#### 3分でイメージがつかめる動画



その他、ポスターなども作成しています。

未来を担う子どもたちの「生きる力」を確実に育むため、新しい学習指導要領の趣旨・内容を多くの方々と共有し、子どもたちの学びを社会全体で応援していくことが大切です。新しい学習指導要領の趣旨・内容を広く共有していけるよう、上記のツールを活用した周知・広報活動にぜひ御協力を願いいたします。

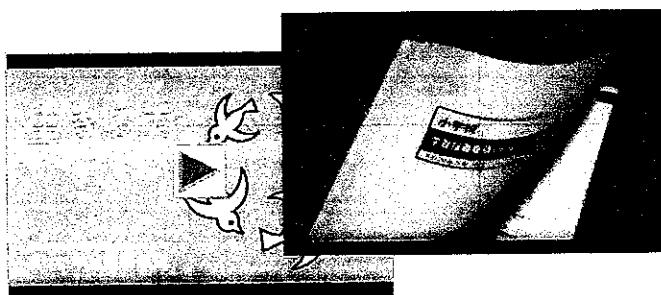
# 2019年2月13日、 「学習指導要領ウェブサイト」が新しくなりました！



学校や教育関係者、保護者や地域の方々に  
学習指導要領についてより分かりやすく伝えるため、  
構成やデザイン、内容を刷新しました。

The screenshot shows the homepage of the new Learning Guidance Document website. At the top, there is a navigation bar with links to various government websites. Below the navigation bar, there is a large banner featuring a stylized illustration of three birds in flight against a dark background. The text "生きる力 学びの その先へ" is overlaid on the banner. Below the banner, there is a section with several small images of books or documents.

## コンテンツも充実！



### 3分でイメージがつかめる 新しい学習指導要領の広報動画

保護者や地域の方々に学校の教育  
活動を説明する際の導入としても  
お使いいただけます。



### 著名人へのインタビュー

各界で活躍中の著名人に、  
子供の頃に学校で学んだことが  
今にどうつながっているかなどを  
語っていただきます。



新しい「学習指導要領ウェブサイト」はこちら！

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)



平成31年3月

全国の小学校・中学校の先生方へ

国立教育政策研究所教育課程研究センター

### 学習評価に関する参考資料の作成予定について

平素より、国立教育政策研究所教育課程研究センターの事業に御協力いただき、誠に有り難うございます。

さて、新しい学習指導要領の下での児童生徒の学習評価の在り方について、文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(別添参照)が、1月21日に取りまとめられました。同報告では、学習評価についての基本的な考え方、学習評価及び指導要録の具体的な改善の方向性が示されるとともに、学習評価の円滑な実施に向けて、当研究所で作成する学習評価に関する参考資料についても、様々な視点で改善を図ることが求められています(報告P24~25参照)。

今後、当研究所では、この指摘を踏まえて、新たな参考資料を2019年度内に作成・公表する予定ですので、お知らせいたします。

※ なお、現行学習指導要領に基づく学習評価に関する参考資料については、一般の書店等で御購入いただけるほか、当研究所のウェブサイトに全文掲載しておりますので、ぜひ御活用ください。

(国立教育政策研究所ウェブサイト)

<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>

## 児童生徒の学習評価の在り方にについて（報告）

- はじめに
  - 中央教育審議会においては、平成28年12月に「幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」の答申（以下「答申」という。）をとりまとめた。

○ 答申では、「よりよい学校教育がよりよい社会をつくる」という理念を共有し、学校と社会との連携・協働を求める「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、変化の激しいこれからの中学生を生きる子供たちに必要な資質・能力（何ができるようになるか）を整理した上で、その育成に向けた教育内容（何を学ぶか）、学習・指導の改善（どのように学ぶか）、児童生徒の発達を階層（また指導（子供一人一人の発達をどのように支援するか）、学習評価（何が身に付いたか））の在り方など、学習指導要領等の改善に向けた基本的な考え方を示している。

また、新しい学習指導要領等の下での各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の取組が、授業改善を含めた学校の教育活動の質の向上につながるものとして組織的、計画的に展開されるよう、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を求めている。

○ 文部科学省では、本答申に示された基本的な考え方を踏まえ、平成29年3月に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領並びに特別支援学校の幼稚園部及び小学部・中学部に係る学習指導要領等を、平成30年3月に高等学校学習指導要領を公示<sup>3</sup>したことである。

○ 学習評価については、答申では、学習評価の重要性や観点別学習状況の評価の在り方、評価に当たっての留意点などの基本的な考え方を整理した上で、「指導要録の改善・充実や多様な評価の充実・普及など、今後の専門的な検討については、本答申の考え方を前提として、それを実現するためのものとして行われること」を求めている<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 特別支援学校高等部に係る学習指導要領については、本年度中に公示予定。

<sup>2</sup> 答申に向けた講論の過程においては、教育課程部会の下に設置された教科等別のワーキンググループにおいて「講論の取りまとめ」をそれぞれ行っている。これらの取りまとめにおいて各教科等の特質に応じた学習評価の在り方を整理している。

- このような経緯の下、本部会では、答申を踏まえ、2020年度以降に順次実施される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の新学習指導要領の下での学習評価の在り方にについて、校長会等の関係団体のヒアリング<sup>3</sup>に加え、教育研究者並びに民間の教育関係者はもとより、現役の高校生や大学生、新社会人等からも幅広く意見聴取<sup>4</sup>をしながら、議論を進めてきた。以下は、これまでの議論を整理し、その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめたものである。

<sup>3</sup> 平成30年6月に書面によるヒアリングを行った。意見表明を行った団体は以下のとおりである。

全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国特別支援学校長会、全国特別支援学校級長協議会、日本私立小学校連合会、日本私立中学高等学校連合会、全国都道府県教育長協議会、指定都市教育委員会協議会、中核市教育長会、全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、全国町村教育長会、日本PTA全国協議会、全日本教職員組合、全日本教職員組合、全国教育管理職員団体協議会、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体協会、日本私立大学連盟、日本経済団体連合会、日本青年会議所

<sup>4</sup> 平成30年12月18日から平成31年1月9日まで意見募集を行い、181件の意見が寄せられた。

## 2. 学習評価についての基本的な考え方

答申では、「子供たちの学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図ることとともに、子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、学習評価の在り方が極めて重要」として、その意義に言及している。

また、「学習評価については、子供の学びの評価にとどまらず、『カリキュラム・マネジメント』の中で、教育課程や学習・指導方法の評価と結び付け、子供たちの学びに關わる学習評価の改善を、更に教育課程や学習・指導の改善に発展・展開させ、授業改善及び組織運営の改善に向けた学校教育全体のサイクルに位置付けていくことが必要」とし学習評価に言及している。

### (1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

○ 各学校における教育活動は、学習指導要領等に従い、児童生徒や地域の実態を踏まえて編成した教育課程の下で作成された各種指導計画に基づく授業（「学習指導」）として展開される。各学校は、日々の授業の下で児童生徒の学習状況を評価し、その結果を児童生徒の学習や教師による指導の改善や学校全体会としての教育課程の改善<sup>5</sup>、校務分掌を含めた組織運営等の改善に生かす中で、学校全体会として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っている。

このように、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント<sup>6</sup>」の中核的な役割を担っている。

<sup>5</sup> 学習評価を踏まえた改善としては、例えば、教科等・学年の各種指導計画の改善並びに、各種全体計画、教育課程編成の方針、学校のグランドデザインや学校経営方針など指導の改善や学校としての教育課程の改善に係る諸計画等が考えられる。

<sup>6</sup> カリキュラム・マネジメントに関する学習指導要領の規定は次のとおり。

○ 小学校学習指導要領（平成29年3月公示）※中学校、高等学校も同旨  
第1章総則第1の4

各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な観点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

### (2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

- 特に指導と評価の一体化を図るためにには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切である。すなわち、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じて各教科等における質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

### (3) 学習評価について指摘されている課題

- 現状としては、前述したような教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で、例えば、学校や教師の状況によっては、
  - ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多い、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながらない<sup>7</sup>、
  - ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートを取つていいのかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表された場面を捉える評価であるような誤解が払拭し切れていない<sup>8</sup>、

<sup>7</sup> 平成30年8月7日に行われた第7回の本ワークシンググループにおけるヒアリングでは、「先生方の負担は増えると思うのですが、学校の授業内でも、テストの際だけでもいいので、どういう点がよかつた、どういう点をもう少し頑張ってほしい、という一言だけでも毎回頂ければ、自分を向上させるための一つのきっかけになると考えます。」（新社会人）、「通知表で数字だけ示されても分からないので、中身をもっと提示してほしいと思います。…（観点別評価ではなく）数字での評価だけでは、そう評価された理由を推測することはできない」ということがあります。」（高等学校三年生）といった意見が出された。

<sup>8</sup> 上記の第7回ワークシンググループにおけるヒアリングでは、「私の通っていた高校では…授業中に寝たらマイナス1点、発言したらプラス1点といったように、学力とは直接関係のないことをポイント化して評価を付けていたという現状がありました。…これだと、能力がある子ではなくて、真面目に授業を聞く子、それから、積極的に発言する子というのが評価されてしまいますが、それらを意欲として評価し、それによって評定値を上下させるというのは、評価の正当性に欠けていると思います。関心・意欲・態度という観点でポイントを付けたとしても、それは科目に対する意欲ではなくて、授業に真面目に取り組むという意欲なので、本来評価するべき点とすり替わってしまっていると、私は思っていました。」（大学一年生）という意見が出された。

- 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくいや。
- 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない、
- 相当な労力をかけて記述した指導要領が、次学年や次学校段階において十分に活用されない、
- といった課題も指摘されている。

(4) 学習評価の改善の基本的な方向性

- 本ワーキンググループでは、こうした課題に応えるとともに、中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会<sup>10</sup>において、教師の働き方改革が実験の課題となっていることも踏まえ、学習評価を真に意味のあるものとする観点から、前述のとおり、校長会等の関係団体のヒアリングに加え、教育研究者並びに民間の教育関係者、高校生や大学生、新社会人等からも幅広く意見聴取しながら検討を行ってきた。

- その上で、学習評価の在り方にについては、
  - 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと、
  - 教師の指導改善につながるものにしていくこと、
  - これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと、
 を基本として、特に答申における指摘等を踏まえ、改善を要する点について以下に示すとおり、専門的な検討を行ってきたところである。

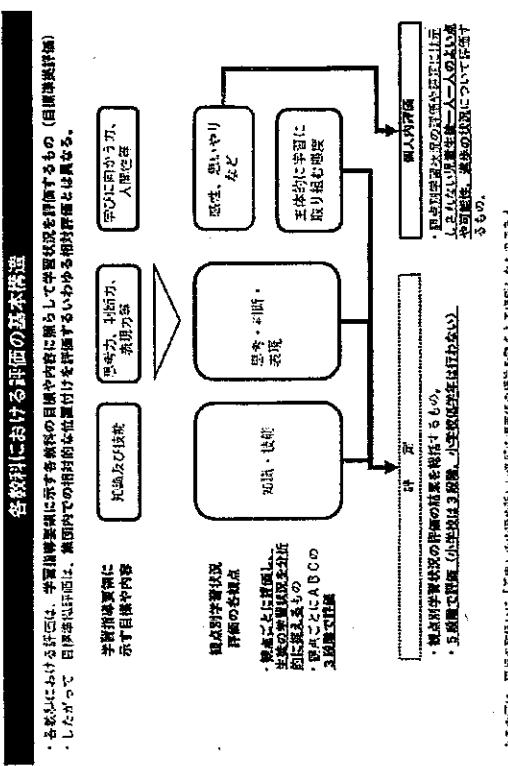
### 3. 学習評価の基本的な枠組みと改善の方向性

- (1) 学習評価の基本的な枠組み
- 学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである<sup>11</sup>。

現在、各教科の評価には、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方にについて、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされており、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施するものとされている(図1 参照)。

また、外国语活動や総合的な学習の時間、特別の教科である道徳、特別活動についても、それぞれの特質に応じ適切に評価することとされている。

[図1]



※この通り、児童の持つ「志向」の生長や新しい立場等を要素の達成度にて評価したものである。

・児童生徒の持つ「志向」の生長や新しい立場等を要素の達成度にて評価したものである。

・児童生徒の持つ「志向」の生長や新しい立場等を要素の達成度にて評価したものである。

<sup>10</sup> 平成30年5月に公表された教員の勤務実態調査(速報値)の結果を受け設置された。

<sup>11</sup> 第7回ワーキンググループにおけるヒアリングでは、「先生によって観点の重みが違うんです。授業態度をとても重視する先生もいるし、テストだけで判断するという先生もいます。そうすると、どう努力していけばよいのか本当に分かりにくいんです。」(高等学校三年生)という意見が出された。

一方で、入学者選抜等においては、学校の教育活動にとどまらない、児童生徒の多面的・多角的な評価が求められている。この点については、下記 p22 参照。

## (2) 観点別学習状況の評価の改善について

答申では、「観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、『知識・技能』『思考・判断・表現』『主観的に学習に取り組む態度』の3観点に整理することとし、指導要領の様式を改善することが必要とされている。

また、「資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動に取り組ませるパフォーマンス評価などを取り入れ、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要である」とされている。

### ① 観点別学習状況の評価について

○ 今回の学習指導要領改訂では、各教科等の目標や内容を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理している。

これらの資質・能力に關わる「知識・技能」「思考・判断・表現」「主観的に学習に取り組む態度」の観点別学習状況の評価の実施については、このような学習指導要領の規定に沿って評価規準を作成し、各教科等の特質を踏まえて適切に評価方法等を工夫することにより、学習評価の結果が児童生徒の学習や教師による指導の改善に生きるものとすることが重要である。

○ また、これまで各学校において取り組んできた観点別学習状況の評価やそれに基づく学習や指導の改善の更なる定着につなげる観点からも、評価の段階及び表示の方法については、現行と同様に3段階（A B C）とすることが適当である。

### ② 「知識・技能」の評価について

○ 「知識・技能」の評価は、各教科等における学習の過程を通して知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについて評価するものである。

○ このような考え方は、現行の評価の観点である「知識・理解」(各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価)、「技能」(各教科等において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかを評価)においても重視してきたところであるが、新しい学習指導要領に示された知識及び技能に関する目標や内容の規定を踏まえ、各教科等の特質<sup>12)</sup>に応じた評価方法の工夫改善を進めることが重要である。

具体的な評価方法としては、ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図ることも、例えば、児童生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、觀察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくことが考えられる。

### ③ 「思考・判断・表現」の評価について

○ 「思考・判断・表現」の評価は、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等<sup>13)</sup>のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けるかどうかを評価するものである。

<sup>12)</sup> 例えば、芸術系教科の「知識」については、一人一人が個性などを働かせて様々なことを感じ取りながら考え、自分なりに理解し、表現したり鑑賞したりする事が重要である。

<sup>13)</sup> その際、小学校学習指導要領解説則編(平成29年7月 文部科学省P37)における以下の指摘を踏まえることが重要である。

「[知識及び技能を活用して課題を解決する]という過程については、中央教育審議会答申が指摘するように、大きく分類して次の三つがあると考えられる。  
・物事の中から問題を見いだし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程  
・精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程  
・思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程」

各教科等において求められる「思考力、判断力、表現力等」を育成していく上では、こうした学習過程の違いに留意することが重要である。

- このような考え方は、現行の「思考・判断・表現」の観点においても重視してきたところであるが、新学習指導要領に示された、各教科等における思考力、判断力、表現力等に関することが重要である。
- 具体的な評価方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを組み込んだが一トフォリオを活用したりなど評価方法を工夫することが考えられる。

④「主体的に学習に取り組む態度」の評価について

答申では、「『主体的に学習に取り組む態度』と、資質・能力の柱である『学びに向かう力・人間性』の関係については、『学びに向かう力・人間性』には①『主体的に学習に取り組む態度』として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまらず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることに留意する必要がある」とされている。

また、「主体的に学習に取り組む態度」については、举手の回数やノートの取り方などの形式的な活動ではなく、児童生徒が「子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげるといった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしたりしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる」とされている。

また、答申において、「このことは現行の『関心・意欲・態度』の観点についても同じ趣旨であるが、上述のような『解説が拙訛しきれていないのでないか、という問題点が長年指摘され現在に至ることから、『関心・意欲・態度』を改め『主体的に学習に取り組む態度』としたものである」と指摘されている。

- 目標や内容の規定<sup>14</sup>を踏まえ、各教科等の特質に応じた評価方法の工夫改善を進めることが重要である。

- また、答申が指摘するところ「学びに向かう力・人間性等」は、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等をどのような方向性で働かせていくかを決定する重要な要素であり、学習評価と学習指導を通じて「学びに向かう力・人間性等」の涵養を図ることは、生涯にわたり学習する基礎を形成する上で極めて重要である。

- したがって、「主体的に学習に取り組む態度」の評価とそれに基づく学習や指導の改善を考える際には、生涯にわたり学習する基礎を培う視点をもつことが重要である。このことに関して、心理学や教育学等の学問的な発展に伴って、自己の感情や行動を統制する能力、自らの思考の過程等を客観的に捉える力（いわゆるメタ認知）など、学習に関する自己調整にかかるスキルなどが重視されていることにも留意する必要がある。

イ) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価の基本的な考え方

- 以上を踏まえると、「主体的に学習に取り組む態度」の評価には、単に継続的な行動や積極的な発言等を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するということではなく、各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」に係る評価の観点の趣旨に照らして、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要である。
- 現行の「関心・意欲・態度」の観点も、各教科等の学習内容に關心をもつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもつて学習に取り組む態度を評価するのが、その本来の趣旨である。したがって、こうした考え方は從来から重視されてきたものであり、この点を「主体的に学習に取り組む態度」として改めて強調するものである。

ア) 「学びに向かう力・人間性等」との関係

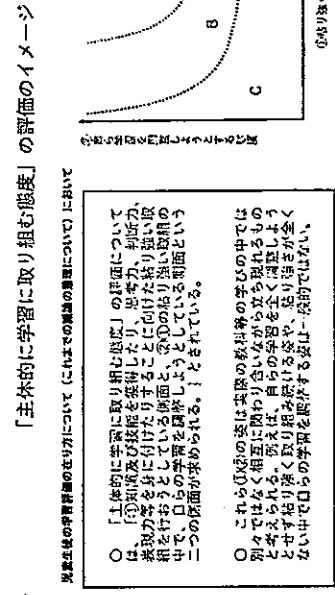
- 答申では「学びに向かう力・人間性等」には、①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価を通じて見取ることがができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまらず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分がある必要があるとされており、新学習指導要領に示された、各教科等における学びに向かう力・人間性等に関わる

<sup>14</sup> 各教科等によって、評価の対象に特性があることに留意する必要がある。例えば、体育・保健体育科の運動に関する領域においては、公正や協力を、育成する「態度」として学習指導要領に位置付けており、各教科等の目標や内容に対応した学習評価が行われることとされている。

- 本観点に基づく評価としては、「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の観点の趣旨に照らし、  
 ① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、  
 ② ①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、  
 という二つの側面を評価することが求められる。

[図2]

- に対する粘り強さや積極性といった児童生徒のみを承認・肯定するだけではなく、学習改善に向かって自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することが必要であるとの趣旨を踏まえたものである。仮に、①や②の側面について特筆すべき事項がある場合には、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において評価を記述することも考えられる。



- ここで評価の対象とする学習の調整に関する態度は必ずしも、その学習の調整が「適切に行われているか」を判断するものではなく、それが各教科等における知識及び技能の習得や、思考力、判断力、表現力等の育成に結び付いていない場合には、それらの資質・能力の育成に向けて児童生徒が適切に学習を調整することができるよう、その実態に応じて教師が学習の進め方に指導するなどの対応が求められる<sup>15</sup>。その際、前述したような学習に関する自己調整にかかるスキルなど、心理学や教育学等における学問的知見を活用することも有効である。

なお、学習の調整に向けた取組のプロセスには児童生徒一人一人の特性があることから、特定の型に沿った学習の進め方を一律に指導することのないよう配慮することが必要であり<sup>16</sup>、学習目標の達成に向けて適切な評価と指導が行われるよう授業改善に努めることが求められる。

- このような考え方に基づき評価を行った場合には、例えば、①の「粘り強い取組を行おうとする側面」が十分に認められたとしても、②の「自らの学習を取り組もうとしている側面」が認められない場合には、「主体的に学習に取り組む態度」の評価としては、基本的に「十分満足できる」(A)とは評価されないことになる。

これは、「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、ただ単に学習

<sup>15</sup> これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられることから、実際の評価の場面においては、双方の側面を一体的に見取ることも想定される。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。

<sup>16</sup> 前述のように、知識・技能や思考・判断・表現の観点との関係を十分に考慮した上で、学習の調整が適切に行われているか検討する必要がある。

IV 例えば、知識・技能や思考・判断・表現の観点が十分満足できるものであれば、基本的には、学習の調整も適切に行われていると考えられることから、指導や評価に際して、かえって個々人の学習の進め方(学習方略)を損なうことがないよう留意すべきである。

- 「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、知識及び技能を習得させたり、思考力、判断力、表現力等を育成したりする場面に限つて、行うものであり、その評価の結果を、知識及び技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成に関わる教師の指導や児童生徒の学習の改善にも生かすことによりバランスのとれた資質・能力の育成が重要である。すなわち、この観点のみを取り出して、例えば挙手の回数など、その形式的態度を評価することは適当ではなく、他の観点に照らすことによって評価されるべきである。

- この考え方に基づけば、単元の導入の段階では観点別の学習状況にばらつきが生じるとしても、指導と評価の取組を重ねながら授業を開くことにより、単元末や学期末、学年末の結果<sup>18</sup>として算出される3段階の観点別学習状況の評価については、観点ごとに大きな差はないものと考えられる。

<sup>18</sup> ただし、指導内容が学年ごとに示されていない教科においては、学年にまたがつて指導する場合などが考えられる。

仮に、単元末や学期末、学年末の結果として算出された評価の結果が「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の各観点について、「CCA」と「AAC」といったばらつきのあるものとなつた場合には、児童生徒の実態や教師の授業の在り方などそのばらつきの原因を検討し、必要に応じて、児童生徒への支援を行い、児童生徒の学習や教師の指導の改善を図るなど速やかな対応が求められる。

- ウ) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価の方法
- 「主体的に学習に取り組む態度」の具体的な評価の方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることなどが挙げられる。その際、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行なう必要がある。したがって、例えば、ノートにおける特定の記述などを取り出して、他の観点から切り離して「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではないことに留意する必要がある。

- また、発達の段階に照らした場合には、児童自ら目標を立てるなど学習を調整する姿が顕著にみられるようになるのは、一般に抽象的な思考力が高まる小学校高学年以降からであるとの指摘もあり、児童自ら学習を調整する姿を見取ることが困難な場合もあり得る。このため、国においては、①各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」の評価の観点の趣旨の作成等に当たつて、児童の発達の段階や各教科等の特質を踏まえて柔軟な対応が可能となるよう工夫するとともに、②特に小学校低学年・中学校段階では、学習の目標を教師が「めあて」などの形で適切に提示し、その「めあて」に向かって自分なりに様々な工夫を行おうとしているかを評価することや、他の児童との対話を通じて自らの考えを修正したり、立場を明確にして話している点を評価するなど、児童の学習状況を適切に把握するための学習評価の工夫の取組例を示すことが求められる。

- それぞれの観点別学習状況の評価を行っていく上では、児童生徒の学習状況を適切に評価することができるよう授業デザインを考えていくことは不可欠である。特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たつては、児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫をしたり、自らの考えを記述したり話し合ったりする場面、他者との協働を通じて児童の考え方を相対化する場面を単元や題材などの内容のまとまりの中

じて自らの考えを相対化する場合を单元や題材などの内容のまとまりの中で費けたりするなど、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で、適切に評価できるようにしていくことが重要である。

### (3) 評価の方針等の児童生徒との共有について

- これまで、評価規準や評価方法等の評価の方針等について、必ずしも教師が十分に児童生徒等に伝えていない場合があることを事前に示し、共有しかしながら、どのような方針によって評価を行なうのかをもたせ自分の見解を述べるとともに、児童生徒に自らの学習の見通しをもたせ自分の意見を述べるとともに、児童生徒が評価の結果をもとめることも期待される。
- また、児童生徒に評価の結果をフィードバックする際にも、どのように方針によって評価したのかを改めて共有することも重要である。
- その際、児童生徒の発達の段階にも留意した上で、児童生徒用に学習の見通しとして学習の計画や評価の方針を事前に示すことが考えられる。特に小学校低学年の児童に対しては、学習の「めあて」などのわかり易い言葉で伝えたりするなどの工夫が求められる。
- 教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力の評価について  
○言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」「思考・判断・表現」「主観的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることを目指すことが適当である。
- 評価を行う場面や頻度について  
○平成28年の中央教育審議会答申では、毎回の授業で全ての観点を評価するのではなく、単元や題材などのまとまりの中で、指導内容に照らして評価の場面を適切に位置付けることを求めている。しかしながら、実際に

<sup>19</sup> 株式会社浜銀総合研究所「学習指導と学習評価に対する意識調査報告書」(平成29年度文部科学省委託調査)によれば、学習のねらいや評価の観点について、事前に児童生徒や保護者に伝えていない教師の割合(どちらかと言えば伝えていないと回答した教師を含む)は、小学校で40.2%、中学校で20.9%、高等学校で43.9%である。

は、毎回の授業において複数の観点を評価する運用が行われていることも多く、教師にとつては評価の「記録」が常に求められるとともに、児童生徒にとつても、教師からの評価を必要以上に意識してしまうため、新しい解法に積極的に取り組んだり、斬新な発想を示したりすることなどが難しくなっているとの指摘もある。

したがって、日々の授業の中では児童生徒の学習状況を把握して指導にかかるとともに重点を置きつつ、「知識・技能」及び「思考・判断・表現」の評価の記録については、原則として単元や題材等のまとまりごとに、それぞれの実現状況が把握できる段階で評価を行うこととする。また、学習指導要領に定められた各教科等の目標や内容の特質に照らして、単元や題材ごとに全ての観点別学習状況の評価の場面を設けるのではなく、複数の單元や題材にわたって長期的な視点で評価することを可能とすることも考えられるが、その場合には、児童生徒に対して評価方法について誤解がないよう伝えておくことが必要である。

- なお、評価については、記録を集めることに終始して、学期末や学年末になるとまで必要な指導や支援を行わないまま一方的に評価をするようなことがないように伝えておくことが必要である。

#### (6) 障害のある児童生徒など特別な配慮を必要とする児童生徒に係る学習評価について

答申では、障害のある児童生徒や日本語の習得に困難のある児童生徒、不登校の児童生徒など、特別な配慮を必要とする児童生徒の発達を支えることの重要性を指摘している。

障害のある児童生徒については、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において子供たちの十分な学びを確保し、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導を一層充実させていく必要があるとされている。

また、知的障害者である児童生徒に対する教育課程については、児童生徒の一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価による学習評価を導入し、学習評価を基に授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善・充実に生かすことのできるPDCAサイクルを確立することが必要であるとされている。

- 児童生徒一人一人の学習状況を適切に把握することは、新学習指導要領で目指す質・能力を育成する観点からも重要であり、障害のある児童生

徒、日本語指導を必要とする児童生徒<sup>20</sup>や不登校の児童生徒<sup>21</sup>、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する指導についても、個々の児童生徒の状況に応じた評価方法の工夫改善を通じて、各教科等の目標や内容に応じた学習状況を適切に把握し、指導や学習の改善に生かしていくことを基本に、それぞれの実態に応じた対応が求められる。

- このうち、障害のある児童生徒に係る学習評価については、一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導と配慮及び評価を適切に行うことを前提としつつ、特に以下のような観点から改善することが必要である。

<sup>20</sup> 日本語指導を必要とする児童生徒に対しては、例えば、小学校学習指導要綱解説総則編（平成29年7月）では「ゆっくりはつきり話す、児童生徒の日本語による発話を促すなどの配慮、絵や図などの視覚的支援の活用、教材の工夫」などの支援のための支援が例示されており、各学校においては、児童生徒の実態や学習評価の対象となる指導事項に照らして適切な方法を工夫して指導と評価を行うことが求められる。また、「特別の教育課程」による日本語指導の学習評価の際には、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（25文科初第928号）において、個々の児童生徒の日本語の能⼒や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこととしている。こうした学習評価の結果については、児童生徒の担任や教科担当とも共有し、在籍学級における各教科等の指導や学習評価にも考慮されることが望ましい。

<sup>21</sup> 「不登校への対応の在り方について」（15文科初第255号）では、不登校児童生徒について、学習状況の把握に努めることが学習支援や進路指導を行う上で重要であり、学校が把握した学習計画や内容がそのまま一方的に判断されることは、当該学習の評価等に伝えることが児童生徒や保護者等に伝えることが児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいとしている。その上で、評価の指導要領への記載については、必ずしもすべての教科・観点について概要別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないとし、学習状況の把握の状況に応じてそれを文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められている。

<sup>22</sup> 障害のある児童生徒の指導については、例えば、小学校学習指導要領においても、「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助教又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」（第1章総則第3の2（1）ア）、「障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」（同第2章各教科の「第3 指導計画と内容の取扱い」とされている。

- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科<sup>23</sup>においても、文章による記述という考え方を維持しつつ、観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れることとする。
- 障害のある児童生徒について、個別の指導計画に基づく評価等が行われる場合があることを踏まえ、こうした評価等と指導要録との関係を整理することにより、指導に関する記録を大幅に簡素化し、学習評価の結果を学習や指導の改善につなげることに重点を置くこととする。

#### (7) 指導要録の改善について

- 答申では、「観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校舎を超えた共通理解に基づく組織的な取組を足す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要」とされている。
- ①高等学校における観点別学習状況の評価の扱いについて
- 高等学校においては、従前より観点別学習状況の評価が行われてきたところであるが、地域や学校によつては、その取組に差があり、形骸化している場合があるとの指摘もある。文部科学省が平成29年度に実施した委託調査では、高等学校が指導要録に観点別学習状況の評価を記録している割合は13.3%にとどまる<sup>24</sup>。そのため、高等学校における観点別学習状況の評価を更に充実し、その質を高める観点から、今後国が発出する学習評価及び指導要録の改善等に係る通知（以下、「指導要録等の改善通知」という）の「高等学校及び特別支援学校等部の指導要録に記載する事項等」において、観点別学習状況の評価に係る説明を充実するとともに、指導要録の参考様式に記載欄を設けることとする。

- ②指導要録の取扱いについて
- 教師の勤務実態などを踏まえ、指導要録のうち指導に関する記録については大幅に簡素化し、学習評価の結果を教師が自らの指導の改善や児童生徒の学習の改善につなげることに重点を置くこととする。
  - 具体的には、国において、以下の点について今後発出する指導要録等の改普通通知などにおいて示すことが考えられる。
    - 「総合所見及び指導上参考となる箇事項」など文書記述により記載される事項は、児童生徒本人や保護者に適切に伝えられることで初めて児童生徒の学習の改善に生かされるものであり、日常の指導の場面で、評価についてのフィードバックを行う機会を充実させるとともに、通知表や面談などの機会を通して、保護者との間でも評価に関する情報共有を充実させることが重要である。これに伴い、指導要録における文書記述欄については、例えば、「総合所見及び指導上参考となる箇事項」については要点を箇条書きとするなど、必要最小限のものにとどめる。
    - 小学校外国籍活動の記録については、現在第5学年・第6学年においては、観点別にそれぞれの学習状況を個別に文書で記述する欄を設けているが、新しい学習指導要領の下での第3学年・第4学年における外国語活動については、記述欄を簡素化した上で、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入することとする。
  - 各学校の設置者が様式を定めることとされている指導要録と、各学校が独自に作成するいわゆる通知表のそれぞれの性格を踏まえた上で、城内の各学校において、指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て欄とする通知表を作成するような場合には、指導要録と通知表の様式を共通のものとすることが可能であることを明示する。

- 教師の勤務実態なども踏まえ、指導要録や通知表、調査書等の電子化に向けて学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減に向けて、統合型校務支援システム等のICT環境を整備し、校務の情報化を推進する必要がある。
- とりわけ、現在CBT化が検討されている全国学力・学習状況調査をはじめ、様々な学習に関するデータが記録・蓄積されるようになると、こうしたデータについて、進学や転校等に際してデータ・ポータビリティの検討が求められる。各学校設置者においては、こうした点も視野に入れながら、ICT環境整備を行うとともに、電子的に記録された様々な学習情報の保護と活

<sup>23</sup> 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、今回の特別支援学校指導要録の改訂において、小・中学校等との学びの連続性を重視する観点から、小・中学校等の各教科と同様に、育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたところ。

<sup>24</sup> 平成29年度文部科学省委託調査「学習指導と学習評価に対する意識調査報告書」（平成30年1月、株式会社浜銀総合研究所）

用についても検討していくことが求められる。

- ③観点別学習状況の評価と評定の取扱い<sup>25</sup>について
- 現在、各教科の評価については、学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価と、これらを総括的に捉える評定の両方にについて、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされており、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、個人内評価として実施するものとされている。
  - このうち、評定については、平成13年の指導要録等の改善通知において、それまで集団に準拠した評価を中心に行うこととされたいた取扱いが、学習指導要領に定める目標に準拠した評価に改められており、すなわち評定には、各教科等における児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすことが期待されている。

- このように「観点別学習状況の評価」と「評定」についてはは指導と評価の一体化の観点から見た場合には、それぞれ次のようないわゆる評定と評価とに分かれ、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点に課題が認められるかにすることにより、具体的な学習や指導の改善に生かすことを可能とするものである。
- 各教科の観点別学習状況の評価を総括的に捉える「評定」は、児童生徒がどの教科の学習に課題が認められ、どの教科の学習に課題が認められるのかを明らかにすることにより、教育課程全体を見渡した学習状況の把握と指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。

- また評定は、各教科の観点別学習状況の評価を総括した数値を示すものであり、児童生徒や保護者にとっては、学習状況を全般的に把握できる指標として捉えられており、また、高等學校の入学者選抜やAO・推薦入試を中心とした大学の入学者選抜、奨学金の審査でも用いられている等、広く利用されている。

用されている。

- 一方で現状の課題としては、いまだに評定が学習指導要領に定める目標に照らして、その実現状況を総括的に評価するものであるという趣旨が十分浸透しておらず、児童生徒や保護者との関心が評定や学校における相対的な位置付けに集中し、評定を分析的に捉えることにより、学習の改善を要する点などにあるかをきめ細かに示す観点別学習状況の評価に本來的に期待される役割が十分發揮されていないと指摘されている。  
また、評定が入学者選抜や奨学金の審査等に利用される際に、観点別学習状況の評価を評定として総括する際の観点ごとの重み付けが学校によつて異なるため、児童生徒一人一人をきめ細かく評価するためには、「観点別学習状況の評価」を活用することが重要との指摘もある。
- こうした指摘等を踏まえると、国においては、評定を引き続き指導要録上に位置づけることとした上で、指摘されている課題に留意しながら、観点別学習状況の評価と評定の双方の本来の役割が発揮されるようになることが重要である。具体的には、今後発出する指導要録の通知において、様式等の工夫を含めた改善を行い、その趣旨を関係者にしっかりと周知していく必要がある。
- また、指導要録の改善に伴い、高等學校入学者選抜や大学入学者選抜等において用いられる調査表を見直す際には、観点別学習状況の評価について記載することで、一人一人に着目した、よりきめの細かい入学者選抜のために活用していくことが考えられる。
- 観点別学習状況の評価をどのように評定に総括するかについては、從来より、評定の決定方法は、各学校で定めることとされてきたところであり<sup>26</sup>、今後もその方針を継承することとした上で、國立教育政策研究所が作成する学習評価の参考資料において、その取扱いの考え方を示すことが適当である。なお、評定をどのように用いるのかについては、通知表における扱いについては各学校において、また、入学者選抜における扱いについては選抜を行うう

<sup>25</sup> 現在、評定は観点別学習状況の評価を教科全体の学習状況を段階別に（小学校では1から3の三段階、中学校以上では1～5の五段階）総括したものであるが、観点別学習状況の評価自体も、各教科の単元や題材などのまとまりごとの学習状況を段階別に（A、B、Cの三段階）総括したものである。したがって、何らかの学習状況を段階別に総括する点においては、観点別学習状況の評価も評定の一種であることは留意が必要である。

<sup>26</sup> 平成22年5月11日文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」では、「（観点別学習状況）において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的に要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める」とされている。

大学や高等学校等において、評定の役割や指摘されている課題等を十分に踏まえた上で、観点別学習状況の評価を活用することも考慮しながら、適切な取り方を検討することが求められる。

#### (8) 学習評価の高等学校入学者選抜・大学入学者選抜での利用について

答申では、「評価にあたっての留意点等」として「次期学習指導要領等の趣旨を踏まえ、高等学校入学者選抜、大学入学者選抜の質的改善が図られるようにする必要がある」としている。

○ 学校教育法施行規則第90条第1項においては「高等学校の入学は、第78条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。」と規定されており、同規定に基づき、高等学校入学者選抜においては、中学校において指導要領の記載に基づいて作成される調査書及び学力検査の成績等の資料が利用されている。

○ 平成30年度公立高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査によると、調査書の利用の比重は選抜方法によって異なるが、推薦入試における学力把握の重要な資料となるほか、一般入試においても学力検査と同程度の比重で位置付けられるなど、入学者選抜に大きな影響を与えていている。

○ 高等学校入学者選抜において調査書に基づき中学校の学習評価を利用することについては、主に以下のメリットがあると考えられる。  
・ 学力検査を実施しない教科等の学力を把握することができる。  
・ 学力検査当日の一時点での成績だけでなく、中学校の一定期間における学習評価を踏まえることで、当該生徒の学力をより正確・公平に把握することができる。

学力検査では把握することが難しい観点も含め、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の各観点をバランスよく把握することができること。  
一方、地域によっては、以下のような課題も指摘されている。

<sup>27</sup> 調査書等に從来の総合的な評定だけではなく、観点別学習状況の評価を記載することにより、例えば、大学入学者選抜において、大学のアドミッション・ポリシーに基づいて、特に「思考・判断・表現」を重視して、この観点に傾斜をつけた評定を算出することなども可能となる。

・ 中学校の通常の授業で行われる日常的な評価が、厳格な公平性が求められる入学者選抜に利用されるため、教師が評価材料の収集や記録、保護者への説明責任を果たすことに労力を費やす一方で、学習評価を見直す生徒の学習改善や教師の指導の改善につなげていくという点がおそらくついている場合もある。

・ 例えば、中学校の途中まで成績が不振であった生徒が学習改善に取り組んだ場合でも、それまでの成績が入学者選抜において考慮される場合、成績不振だった期間が調査書に影響し、高等学校入学者選抜時の学力が十分評価されることが難しい仕組み<sup>28</sup>となっている場合もある。  
・ 中学生が、入学時から常に「内申点をいかに上げるか」を意識した学校生活を送らざるを得なくなっている状況もあり、例えば、授業中の話合いや生徒会で意見を述べるときに教師の意向を踏まえたり、本意でないまま授業中に着手したり、生徒会の役員に立候補したりするなど、自由な議論や行動の抑制につながっている場合もある。

○ 中学校における学習評価は、学習や指導の改善を目的として行われているものであり、高等学校入学者選抜に用いることを一義的な目的として行われるものではない。しかしながら、高等学校入学者選抜においては学習評価が大きく影響を与えることから、これが中学校における学習評価やひいては学習活動に大きな影響を与えると考えられる。

○ 中学校における学習評価は、学習や指導の改善を目的として行われているものであり、高等学校入学者選抜に用いることを一義的な目的として行われるものではない。しかしながら、高等学校入学者選抜においては学習評価が大きく影響を与えることから、これが中学校における学習評価やひいては学習活動に大きな影響を与えると考えられる。

○ 高等学校及びその設置者においては、このような現状も踏まえ、以下の観点から入学者選抜について改善を図っていく必要がある。  
・ 高等学校入学者選抜については、答申において「中学校における学びの成果を高等学校につなぐものであるとの認識に立ち、知識の理解の質を重視し、資質・能力を育んでいく新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた各科目を図ること」が求められている。新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた各高等学校の教育目標の実現に向け、入学者選抜の質的改善を図るため、改めて入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直しを図ることが必要である。

・ 調査書の利用に当たっては、そのねらいを明らかにし、学力検査の成績との比重や、学年ごとの学習評価の重み付け等について検討することが必

<sup>28</sup> 平成30年に文部科学省が開設した結果によれば、高等学校入学者選抜に係る調査書において、中学校3学年にわたる評定を記入（比重が均等でない場合を含む）することとしている都道府県は41件であり、全体の87%を占めている。

- ある。例えば、都道府県教育委員会等において、所管の高等学校に一律の比重で調査書の利用を義務付いているような場合には、各高等学校の入学者選抜の方針に基づいた適切な調査書の利用と同様の改善を図っていくことが必要である。
  - ・ 入学者選抜の改善に当たっては、新しい学習指導要領の趣旨等も踏まえつつ、働き方改革の観点からは、調査書の作成のために中学校の教員に過重な負担がかかり、生徒の主体的な学習活動に悪影響を及ぼしたりすることのないよう、高等学校入学者選抜のために必要な情報の整理や市町村教育委員会及び中学校等との情報共有・連携を図ることが重要である。
- また、大学の入学者選抜においても、今後の議論を通じて、各大学のアドミッション・ポリシーに基づいて、多面的・多角的な評価が行われるよう、調査書を適切に活用することが必要である。その際、指導要領の簡素化の議論を踏まえ、指導要領を基に作成される調査書についても、観点別学習状況の評価の活用を含めて、大学入学者選抜で必要となる情報を整理した上で、検討していくことが求められる。
- (9) 外部試験や検定等の学習評価への利用について
- 学習評価を進めていく上では、通常の授業で教師が自ら行う評価だけではなく、全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた試験等、その他外部試験等の結果についても、児童生徒の学習状況を把握するためには用いることで、教師が自らの評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていくことは重要である。例えば、平素の学習評価を指導の改善につなげることもより、児童生徒が受検した検定試験の結果等から、児童生徒の課題等を把握し、自らの指導や評価の改善につなげることも考えられる。
  - その際、学習評価は学習指導要領に規定する目標及び内容が資質・能力の知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の各観点から行われるものである。例えば、平素の学習評価を指導の改善につなげることは、学習指導要領とは必ずしも目標や評価の視点が同じではない。そのためには、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に問うものではなく、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に問うものではなく、学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の視点を示すこととする。

- なお、例えば、地域のスポーツクラブにおける活動や各種の習い事、趣味に関する活動等、児童生徒が学校外で行う多様な活動については、必ずしも教師が把握することが求められるものではなく、在籍する学校における評価の対象になるものではない。そのため、こうした事項については、同じ資格等であっても、学校によって指導要領や調査書への記載の有無が異なる等の指摘もある。生徒が在籍する学校から提出される調査書は、あくまでも学校における活動の記録であることに留意した上で、入学者選抜を行う高等学校や大学等は、これに過度に依存することなく、生徒一人一人の多面的・多角的な姿を考慮するよう、本人からの提出書類<sup>29</sup>、申告等を通じて確認するなどの工夫が求められる。

#### 4. 学習評価の円滑な改善に向けた条件整備

答申では、「学習指導要領改訂を受けて作成される、学習評価の工夫改善に関する参考資料についても、詳細な基準ではなく、資質・能力を基に再整理された学習指導要領を手掛かりに、教員が評価規準を作成し見取っていくために必要な手順を示すものとなることが望ましい」としている。また「教員が学習評価の質を高めることができることができる環境づくり」の観点からの研修の充実等、学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備として、教員の養成や研修を通じた教員の資質・能力の向上、指導体制の整備・充実等を求めている。

- (1) 国立教育政策研究所に求められる取組について
  - 國立教育政策研究所が作成する「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（以下「参考資料」という。）について、以下のような観点で改善を図る。

・ 今回の学習指導要領改訂では、各教科等の目標及び内容が資質・能力の三つの柱に再整理されたことを踏まえ、評価規準の作成に際わっては、現行の参考資料のように評価規準の設定例を詳細に示すのではなく、各教科等の特質に応じて、学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の手順を示すこととする。

- ・ 参考資料に示す評価方法については、例えば観点別学習状況の評価を判しておる。
- <sup>29</sup> 「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」では、志願者本人の記載する資料等において、大学は「活動報告書」等の積極的な活用に努めることとしており、その内容には「学校内外で意欲的に取り組んだ活動」等が把握できる様式イメージを例示している。

断した参考例を適切に示すなど各学校における学習評価の信頼性及び妥当性の向上を促すことが重要である。その際、参考資料に示す事例を参考にしつつも各学校において創意工夫ある学習指導や学習評価が行われるよう、その柔軟性に配慮した取扱いや周知を考えることも併せて重要である。

現行の参考資料では、学習評価の事例が単元や題材ごとに整理されているが、各教科等の指導内容の特質に照らした場合、単元や題材を超えた長期的な視点で学習評価を考える必要がある場合も生じ得ることから、学期や年間など単元や題材を越えた長期的な視点に立った評価事例を掲載することも検討する。

学習評価については、学校全体で組織として学習評価やその結果を受けた学習指導の工夫改善の取組を促すとともに、教育課程や校内体制の改善などを促すカリキュラム・マネジメントも併せて重要であり、このような点に配慮した参考資料の示し方も検討する。

- (2) 教育委員会、学校、教員養成課程等に求められる取組について
- 各教育委員会等においては、本報告や今後、国が示す学習評価及び指揮要録の改善の通知等を踏まえつつ、教員研修や各種参考資料の作成に努めることが求められる。

○ 各学校においては、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、評価規準や評価方法等を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有していくこと、評価結果についての検討を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ることや、教務主任や研究主任を中心に行年会や教科等部会等の校内組織を活用するなどして、組織的かつ計画的な取組に努めることが求められる。

○ また、学校の実態に応じ、効果的・効率的に評価を行っていく観点から、デジタル教科書やタブレット、コンピュータ、録音・録画機器等のEdtechを適切に活用することで、例えば、グループに分かれたディスカッションでの発言や共同作業におけるグループへの貢献、單元を通じた理解状況の推移など、教師一人で十分に見取ることが困難な児童生徒の様々な活動や状況を記録したり、共有したりしていくことも重要である。その際、教師にとって使い勝手の良いデジタル機器やソフトウェア等の導入を進めることは、評価の質を高める観点から有効である。各地方公団体や教育委員会等においては、現場のニーズを十分に反映できるような策注の仕方を考え

ていくとともに、それらの前提となるICT環境の整備を進めていくことが求められる。また、民間事業者においても、学校や教師のニーズを十分に踏まえた技術の開発が期待される。<sup>30</sup>

- また、教員養成課程においては、新しい学習指導要領下での学習評価が円滑に実施されるよう、学習評価を位置付けたカリキュラムや各教科指導における学習評価に関する指導の充実などが必要である。

### (3) 教職員や保護者等の学校関係者、社会一般への周知について

答申では、「社会に開かれた教育課程」を目指す学習指導要領の理念の共通に向け、あらゆる媒体を通じて、新学習指導要領等の内容を社会全体に広く周知することを求めている。

- 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す観点からは、国において、今回の学習評価の意義やその改善の趣旨について、パンフレットの作成などを通じて学校の教職員や保護者はもとより広く一般に周知をしていくことも重要である。
- 冒頭に述べたとおり、学習評価の改善は、教育課程の改善並びにそれに基づく授業改善の一連のサイクルに適切に位置付くことが重要であり、周知に当たっては、そうした点に十分配慮することが求められる。

<sup>30</sup> なお、第6回の本ワークシングループにおいて、タブレット等を活用して、児童一人一人の学習の履歴を踏まえた指導や評価を可能にする仕組みについて、奈良教育大学及び富士通株式会社による発表が行われた。

## NITSのオンライン研修「校内研修シリーズ」

教職員支援機構では、教職員のみなさまに、多様な研修機会を提供することを目的として、インターネット上の動画配信サイト「YouTube」を利用して、20分の講義動画を配信しています。

動画では、各テーマについて、基礎理論、または理論的整理と考え方の提示を行っています。校内研修を60分と想定し、20分で学べる講義動画としますので、校内研修の最初に視聴していただき次第、次のような流れで活用いただくことも可能です。



- まずは、講義動画を  
ウェブサイトでチェック
- 校内研修シリーズ 検索
- 1 学校組織マネジメントⅠ  
(宇都宮市立小学校の実践)  
小林 邦一
  - 2 学校組織マネジメントⅡ  
(学校組織マニフェストの検討)  
平野 勝也
  - 3 チーム学校の実践を目指して  
(文部科学省)
  - 4 新しい学習指導方針において  
朝井 美子
  - 5 道徳教育  
セイモウ サンタ一
  - 6 学校のビジョンと戦略  
千葉大学 特任教授 天主 范
  - 7 キャリア教育  
筑波大学 石川 二郎子
  - 8 いじめ防止基準の実現  
文部科学省
  - 9 学習指導要領  
文部科学省
  - 10 令和元年度改訂のポイント  
(文部科学省)
  - 11 理想の改訂のポイント  
(文部科学省)
  - 12 令和元年度改訂のポイント  
(文部科学省)
  - 13 令和元年度改訂のポイント  
(文部科学省)
  - 14 令和元年度改訂のポイント  
(文部科学省)
  - 15 令和元年度改訂のポイント  
(文部科学省)
  - 16 令和元年度改訂のポイント  
(文部科学省)
  - 17 令和元年度改訂のポイント  
(文部科学省)
  - 18 令和元年度改訂のポイント  
(文部科学省)
  - 19 令和元年度改訂のポイント  
(文部科学省)
  - 20 教育と法Ⅰ(生徒指導)  
明治大学 松口 伸行



新学習  
指導要領  
QRコード

校内研修  
シリーズ  
QRコード

独立行政法人教職員支援機構 次世代教育推進センター 國際企画課  
〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目2番10号 第二ビル5階  
電話: 03-6811-0755 メール: t-online@minits.go.jp

## 新学習指導要領編

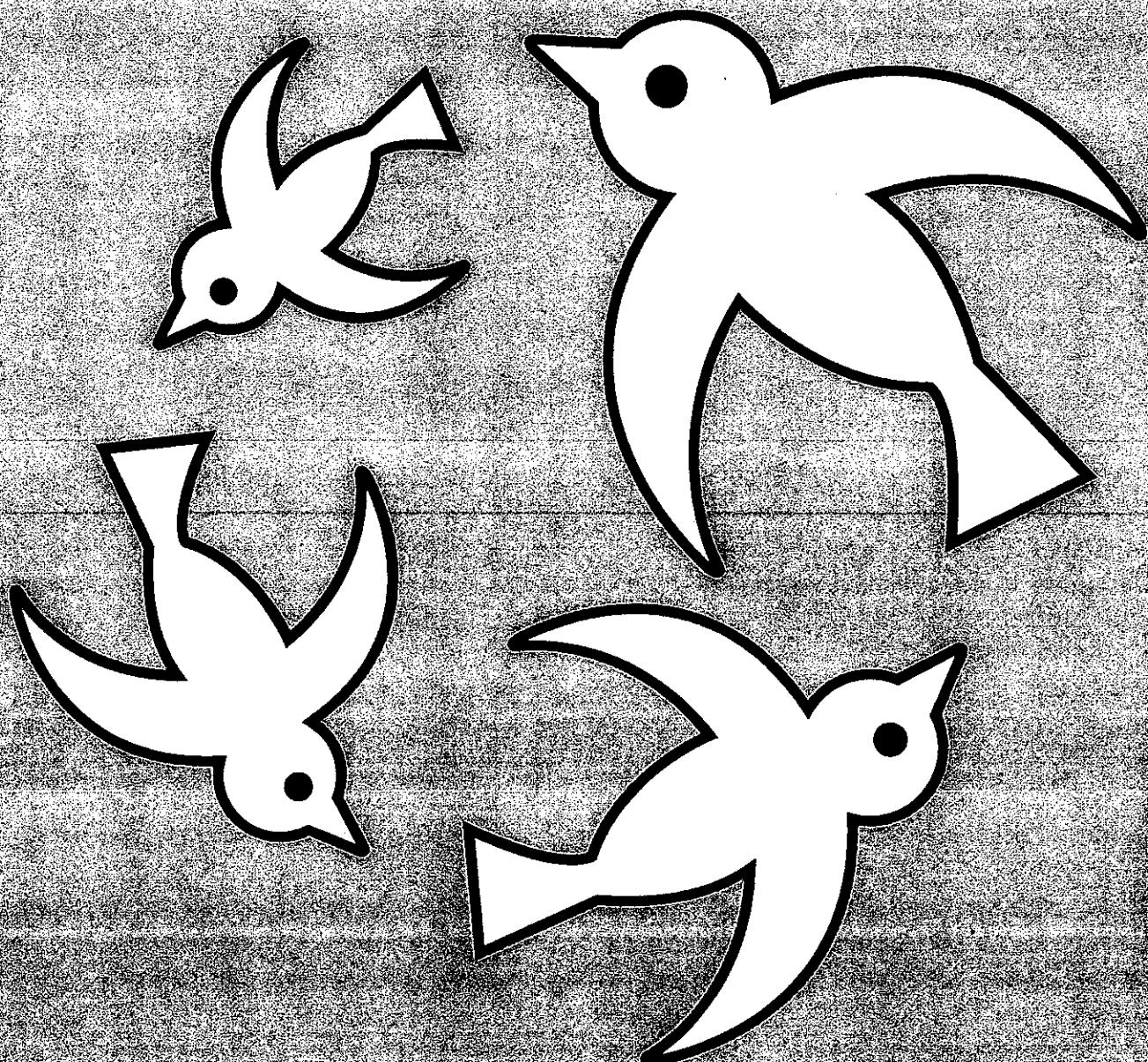
校内研修シリーズ「新学習指導要領編」では、  
小学校等の新学習指導要領改訂のポイントを説明しています。

まずは、講義動画を  
チェックでチェック

校内研修 新学習指導要領 検索

- 
- 1 人権教育 教授 伊藤正樹  
上智大学 教授 田中義也  
2 知的行動の発達と教科各科との関連  
筑波大学 教授 岩田和也  
3 認知行動療法による心の健康支援  
東洋大院 教授 小川和也  
4 生徒指導の実践  
関西外語大 教授 新井 寧  
5 特別支援教育の実践  
FF 外語大 教授 長谷川 勉  
6 人材育成とコーナーニング  
神田外語大 教授 田中 実  
7 生活安全  
大妻教大 教授 須田 大輔  
8 保育教育の基礎  
保育園大 教授 松浦 文  
9 特別支援教育総論  
新潟大 教授 長谷川 正樹  
10 力率とは  
力率大 教授 天王 信  
11 学校教育の情報化  
東京学芸大 教授 高橋 純一  
12 体力向上マネジメント  
筑波大 教授 稲葉 和也  
13 生徒指導  
関西外語大 教授 新井 寧  
14 自殺予防  
関西外語大 教授 新井 寧  
15 教育心理学におけるマネジメント  
教育心理学の進歩  
新井 寧  
16 人材育成とコーナーニング  
人材育成大 教授 田中 実  
17 特別支援教育の実践  
FF 外語大 教授 長谷川 勉  
18 キュラム・マネジメント  
統合的な学びの構造  
新井 寧  
19 マネジメントとは  
力率大 教授 天王 信  
20 特別支援教育総論  
新潟大 教授 長谷川 正樹  
21 体力向上マネジメント  
力率大 教授 天王 信  
22 生活安全  
大妻教大 教授 須田 大輔  
23 生徒の安全を守るために  
保護者と連携を取る  
新井 寧  
24 災害安全  
君大 教授 田中 実  
25 生徒的・協調的でよい学び  
の実現に向けて  
国際教大 教授 田中 実  
26 体力向上マネジメント  
新井 寧  
27 体力向上マネジメント  
新井 寧  
28 幼児教育  
関西外語大 教授 伊藤 美津子  
29 体力向上マネジメント  
新井 寧  
30 人権教育  
上智大学 教授 伊藤正樹  
31 教育心理学におけるマネジメント  
教育心理学の進歩  
新井 寧  
32 学校安全 (総論)  
東京学芸大 教授 指揮 正樹  
33 体力向上マネジメント  
新井 寧  
34 新学習指導要領を理解した  
新教材の活用  
新井 寧  
35 言語活動  
新井 寧  
36 外国人児童生徒等に対する  
日本語信託  
新井 寧  
37 教育心理学  
新井 寧  
38 研修修了企画・運営・評価  
新井 寧

\*送付するポスターはA2サイズです。



# 生きる力 字ひの その先へ

全てで生きることが、明日、そして未来につながるよう、子供の「生きる力」が進むる新しくて新しい学習指導要領「フリードム」。2020年度から算数、2021年度から国語、2022年度から理科、2023年度から社会の各教科の学習指導要領が実現され、各教科で実現される。

子供の未来を支える皆さまと共有したい  
**新しい学習指導要領**



文部科学省



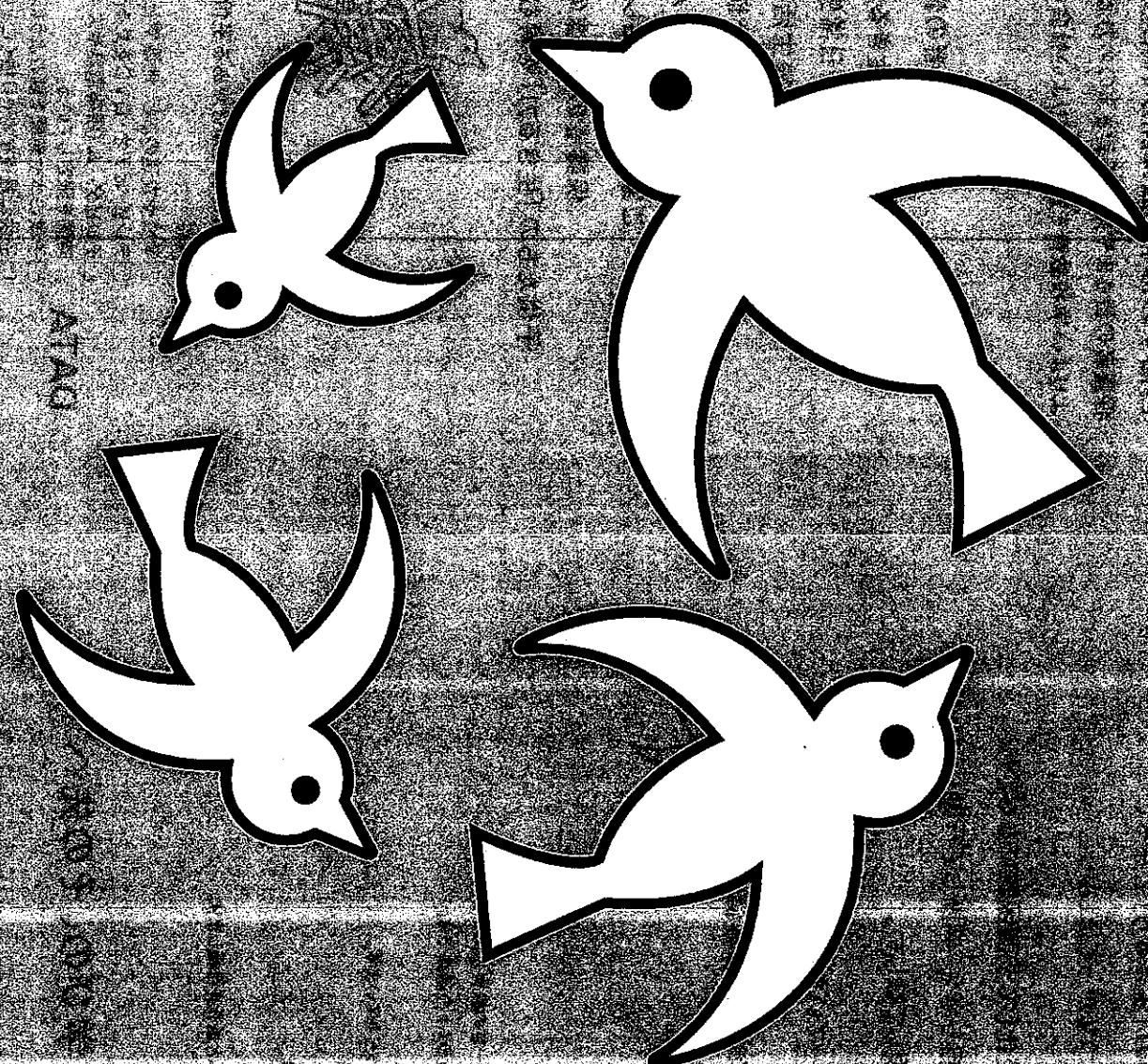


子供の未来を支える皆さまと共有したい

## 新しい学習指導要領

# 生きる力

## 字ひの、その先へ



学校で学ぶことをより身近に、そして身に付くように。

子供の学び進むべき「新しい学習指導要領」スタート。

令和2年(2020年度)開発、2021年度実施予定(2022年3月)



文部科学省

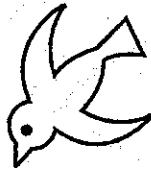
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校で学んだことが、子供たちの「生きる力」となって、  
明日に、そしてその先の人生につながってほしい。

これから社会が、どんなに変化して予測困難になってしまっても、  
それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。  
自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、

そして、明るい未来を、共に創っていきたい。

2020年度から始まる新しい「学習指導要領」には、  
そうした願いが込められています。



目指すのは「社会に開かれた教育課程」の実現  
保護者の皆さまや地域の皆さまのお力添えをいただきながら、  
よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を達成していきます。

保護者の皆さまへ

子供たちの「生きる力」を育むには、  
学校での学びを日常生活で活用したり、  
ご家庭での経験を学校生活に生がしたりすることが、  
とても大切です。

お子さんが学校で学んだことについて、  
ご家庭で、ぜひ話してみてください。

保護者の皆さまの働きかけが、  
子供たちの「生きる力」を育む大きな原動力になります。

「学習指導要領」とは、全国どの学校でも一定の教育水準が保てるよう、  
文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。  
およそ10年に一度、改訂しています。  
子供たちの教科量や時間割は、これを基に作られています。

これまで大切にされてきた、  
子供たちに「生きる力」を育む、という目標は、  
これからも変わることはありません。  
一方で、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指します。



保護者の働きかけがある子供の学力は高いという傾向があります。  
例えば……

- 学校や友達のこと、地域や社会の出来事など家庭での会話が多い。
- テレビ・ビデオ・DVDを見る時間などのルールを決めている。
- テレビゲーム（携帯電話やスマートフォンを使ったゲーム等）をする時間を限定している。
- 子供に本や新聞を読むようにすすめている。
- 子供に最後までやり抜くことの大切さを伝えている。
- 子供に自分の考えをしつかり伝えるようになることを重視している。
- 地域や社会に貢献するなどの役に立つ人間になることを重視している。

## DATA

# 生きる力 学びの、その先へ

新しい「学習指導要領」の内容を、多くの方々と共有しながら、  
子供たちの学びを社会全体で応援していくなどと考えています。

# 「生きる力」を育むために 子供たちの学びはどう進化するの？

## 主体的・対話的で深い学び (アクティブ・ラーニング)

一つ一つの知識がつながり、  
「わかった!」「おもしろい!」  
と思える授業に

見通しをもって、粘り強く  
取り組む力が身に付く授業に

## カリキュラム・マネジメント

を確立して教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ります。

周りの人たちと共に考え、学び、  
新しい発見や豊かな発想が  
生まれる授業に

自分の学びを振り返り、次の学びや  
生活に生かす力を育む授業に

の視点から「何を学ぶか」だけでなく  
「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。

## 学びに向かう力、 人間性など



実際の社会や  
生活で生き働く  
経験を通じて、  
知識及び技能  
表現力、判断力など

学んだことを人生や  
社会に生かそうとする

学校教育の効果を常に  
検証して改善する

教師が運営し、複数の教科等の  
連携を図りながら授業をつくる

地域と連携し、  
よりよい学校教育を目指す

新たに取り組むこと、これからも重視することは？ 下記のほかに、「体験活動」「キャリア教育」「起業に関する教育」「金融教育」「防災・安全教育」「国土に関する教育」なども充実します。

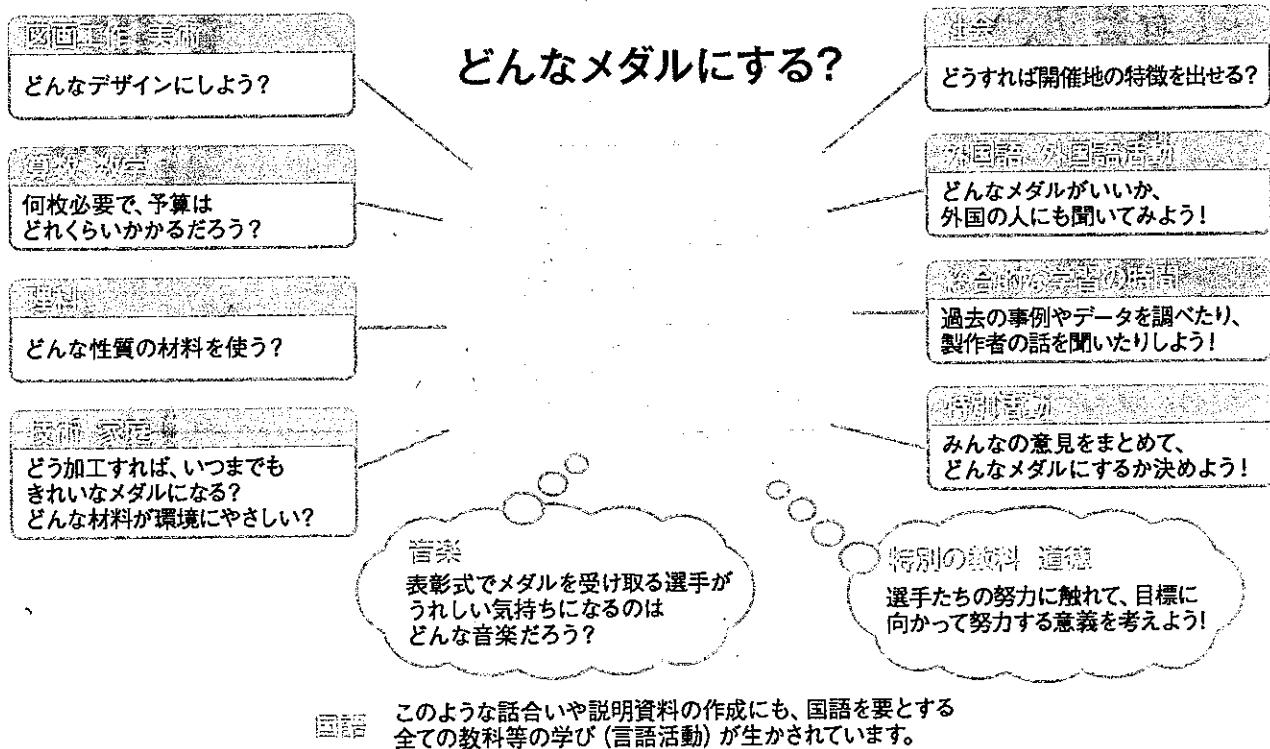
子供たちが学ぶ 教科等は？	幼児期の教育	小学校	中学校	高等学校	消費者教育
コンピュータープログラムに よって動き、社会で 活用されていることを 体験し、学習します。	遊びや生活中で 生きる力の基礎を 培います。	・国語 ・社会(3~6年) ・算数 ・理科(3~6年) ・生活(1~2年) ・音楽 ・国語工作 ・家庭(5~6年) ・体育 ・外國語(5~6年)	・国語 ・社会 ・数学 ・理科 ・外國語 ・音楽 ・特別活動	各学科に共通する各教科等 ・国語 ・社会 ・数学 ・理科 ・外國語 ・音楽 ・特別活動 ・公民 ・家庭 ・体育 ・外國語 ・音楽 ・特別活動	主権者教育 社会の中で自立し、 他名と連携・協働して 社会に貢献する 力を育みます。

明確にして、授業を改善します。  
上記の教科のほか、障害による学習上の困難に応じた指導を行い、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばします。

特別支援学校 小学部 特別支援学校 中学部  
上記の教科のほか、障害による学習上の困難に応じた指導を行い、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばします。

特別支援学校 高等部

新しい学習指導要領では、社会に出てからも学んだことを生かせるような学校教育を目指します。  
各教科等を通じて得た力は、将来どのように生かされるのでしょうか?  
「オリンピック・パラリンピックのメダルづくり」というテーマで例を示してみました。



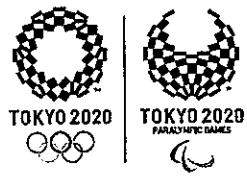
実際のオリンピック・パラリンピックのメダルにも、各教科等を通じて得た力が生かされています。

2012年  
ロンドン(英国)開催  
ロンドンを流れる  
テムズ川をモチーフに  
した曲線を  
施したメダル

1998年  
長野(日本)開催  
日本の伝統技術や  
文化を生かした漆、  
蒔絵、七宝のメダル

2016年  
リオデジャネイロ(ブラジル)開催  
視覚障害者に配慮し  
金銀銅で異なる  
音の鳴るメダル  
(パラリンピック)

東京2020オリンピック・パラリンピックでは、  
使用済み携帯電話など小型家電から抽出した  
リサイクル金属で製作する予定です。

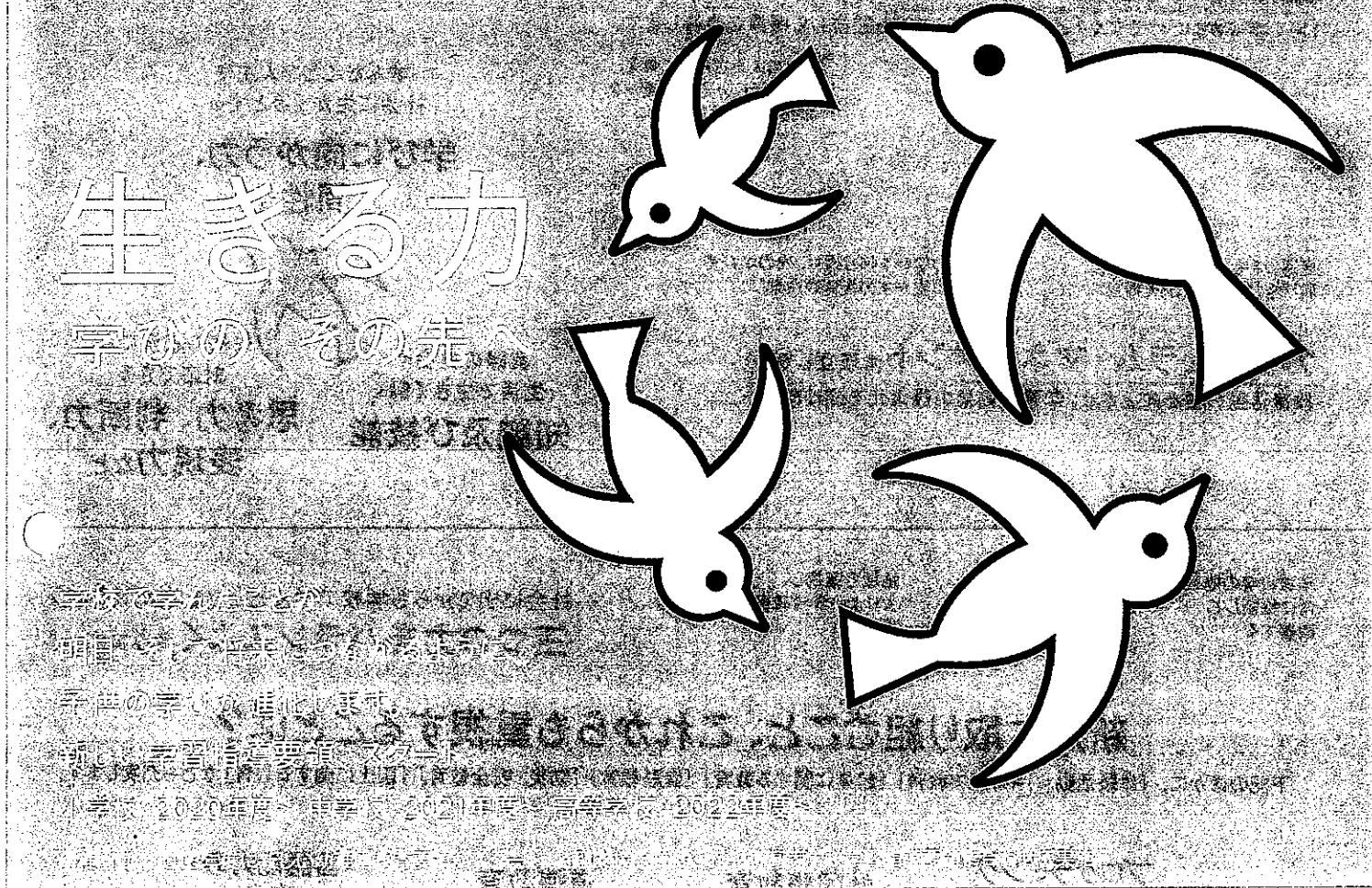


日本国政府



くわしくは文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」へ  
各界で活躍中の著名人へのインタビューも!

URL [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm?mdia=pamp01](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm?mdia=pamp01)



### 改訂に込められた願い

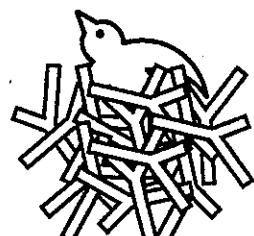
これからの中学生が、どんなに変化して予測困難になっても、

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、

それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。

そして、明るい未来を、共に創っていきたい。

新しい「学習指導要領」には、こうした願いが込められています。



### 「学習指導要領」とは？

全国どの学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。およそ10年に一度改訂され、これを基に子供たちの教科書や時間割が作られます。

### 中学校で学ぶ教科等は？

太字が新設・変更部分です。他の教科等についても、育成を目指す資質・能力を明確にして、授業を改善します。  
※2018年度から一部先行実施しています

- |     |        |            |
|-----|--------|------------|
| ・国語 | ・美術    | ・特別の教科 道徳  |
| ・社会 | ・保健体育  | ・総合的な学習の時間 |
| ・数学 | ・技術・家庭 | ・特別活動      |
| ・理科 | ・外国語   |            |
| ・音楽 |        |            |

くわしくは文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」へ  
各界で活躍中の著名人へのインタビューも！

URL [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm?mdia=pamp01](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm?mdia=pamp01)



「生きる力」を育むために

# 子供たちの学びはどう進化するの？

主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）の視点から

「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。

一つ一つの知識がつながり、  
「わかった！」「おもしろい！」  
と思える授業に

周りの人たちと共に考え、  
学び、新しい発見や豊かな  
発想が生まれる授業に

学んだことを人生や  
社会に生かそうとする

学びに向かう力、  
人間性など



未知の状況にも  
対応できる

思考力、判断力、  
表現力など

見通しをもって、粘り強く  
取り組む力が身に付く授業に

自分の学びを振り返り、次の学びや  
生活に生かす力を育む授業に

カリキュラム・マネジメントを確立して  
教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ります。

学校教育の効果を  
常に検証して  
改善する

教師が連携し、  
複数の教科等の  
連携を図りながら  
授業をつくる

地域と連携し、  
よりよい学校教育を  
目指す

社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、  
三つの力をバランスよく育みます。

## 新たに取り組むこと、これからも重視することは？

下記のほかに、「体験活動」「キャリア教育」「起業に関する教育」「金融教育」「防災・安全教育」「国土に関する教育」なども充実します。

### プログラミング 教育

プログラムによって問題を  
解決する活動を通して、  
生活や社会における課題を  
解決する力を育みます。

### 外国語教育

「聞くこと」「読むこと」  
「話すこと」「書くこと」の  
力を総合的に育みます。

### 道徳教育

自己ごととして  
「考え、議論する」  
授業などを通じて  
道徳性を育みます。

### 言語能力の 育成

国語を要として  
全ての教科等で  
子供たちの言葉の  
力を育みます。

### 理数教育

観察、実験などによる科学的に  
探究する学習活動や、データを  
分析し、課題を解決するための  
統計教育を充実します。

### 伝統や文化に 関する教育

我が国や郷土が  
育んできた日本の  
伝統や文化を学びます。

### 主権者教育

社会の中で自立し、  
他者と連携・協働して  
社会に参画する  
力を育みます。

### 消費者教育

自立した消費者を育むため、  
売買契約の仕組みや消費者の  
基本的な権利と責任などに  
ついて学習します。

### 特別支援 教育

全ての学校で障害に  
応じた指導を行い、  
一人一人の能力や  
可能性を最大限に  
伸ばします。

「特別の教科 道徳」では、生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて、認め、励ますための評価（記述式）を行います。  
特定の考え方を押し付けたり、評価を入試で使ったりしません。

## お子さんが学校で学んだことについて、ご家庭で、ぜひ話してみてください。

保護者の皆さまの働きかけが、  
子供たちの「生きる力」を育む  
大きな原動力になります。  
保護者の働きかけがある  
子供の学力は高いという  
傾向があります。

例えば…

二学校や友達のこと、地域や社会の出来事など家庭での会話が多い。  
二テレビ・ビデオ・DVDを見る時間などのルールを決めている。  
二テレビゲーム（携帯電話やスマートフォンを使ったゲーム等を含む）をする  
時間を限定している。  
二子供に本や新聞を読むようにすすめている。  
子供に最後までやり抜くことの大切さを伝えている。  
自分の考えをしっかり伝えられるようになることを重視している。  
地域や社会に貢献するなど人の役に立つ人間になることを重視している。  
(平成29年度全国サカ・宇宙航空研究開発機構が開催する講習会)

## (別添3)

## 新しい学習指導要領の全面実施に向けた準備資料の不備について

担当課名	E-mailアドレス	電話番号	担当者名
○○県教育委員会義務教育課		0x-xxxx-xxxx	文科 太郎

(例)

不備があつた学校名	郵便番号	住所	電話番号	担当者名	H31年度 児童生徒数	不備の内容
○○市立○○小学校	123-4567	○○県○○市○○	0x-xxxx-xxxx	文科 花子	600	4月10日時点で準備資料が到着していない。

※ 行が不足する場合は、追加してください。

※ 送付した資料の不足については、原則、ウェブサイト掲載の電子媒体をダウンロードして印刷するなどして御対応いたくようお願いします。  
本様式には、100部単位での不足など各学校において対応できない程度の不備についてのみ御記入ください。

## 「学習指導要領ウェブサイト」用バナーの入手方法等について

### 1. 入手方法

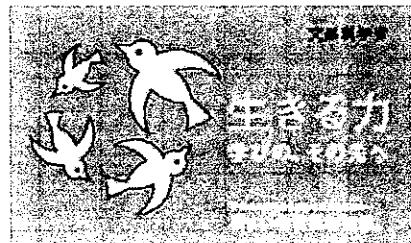
- (1) 文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」内の「平成29・30年改訂 学習指導要領 周知・広報ツール」ページ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1413516.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1413516.htm))にアクセスしてください（「学習指導要領ウェブサイト」トップページにもリンクがあります。）。
- (2) 「平成29・30年改訂 学習指導要領 周知・広報ツール」ページの下部に、以下の4種類のサイズのリンク用バナーが掲載されています。使用したいサイズのバナー画像を入手してください。「右クリック」→「名前を付けて画像を保存」により保存できます（ブラウザによって操作が異なる場合があります。）。



200×40 ピクセル (JPG形式)



234×60 ピクセル (JPG形式)



320×190 ピクセル (JPG形式)



468×60 ピクセル (JPG形式)

※ 上記バナーはイメージです。実際のサイズは異なります。

※ サイズは自由に変更いただいて結構です。ただし、縦横比は固定としてください。

※ この画像を文部科学省学習指導要領ウェブページへのリンク以外の用途に使用することはできません。

### 2. リンク先URL

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)

（「学習指導要領ウェブサイト」トップページ）

※ バナー画像とリンク先は必ず一致させてください。

### 3. 留意点

リンクするに当たって事前の連絡は不要です。ただし、リンク元のページ内容が次のものであることが判明した場合には、リンクの削除をお願いすることがありますので、御了承ください。

- ・公序良俗に反するもの
- ・犯罪行為に結びつくもの
- ・第三者等の著作権を侵害するもの
- ・第三者等の財産、プライバシー等を侵害するもの
- ・その他、法律に反するもの
- ・第三者等を誹謗中傷するもの
- ・選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似するもの及び公職選挙法に抵触するもの
- ・その他、文部科学省が不適当とするもの

○

○